

桜川市第 3 次地域福祉計画（案）

令和 4 年 1 月

桜川市

はじめに

目 次

第1章 地域福祉計画の策定について.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 地域福祉計画とは.....	2
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の期間.....	6
5. 市社協との連携.....	6
第2章 桜川市の現状と課題.....	7
1. 人口・世帯の状況.....	7
2. 人口の将来展望.....	8
3. 高齢者の状況.....	9
4. 児童の状況.....	10
5. 障がいのある人の状況.....	11
6. 生活保護の状況.....	11
7. ボランティア団体の状況.....	12
8. アンケート調査結果.....	13
9. 計画の進捗状況.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	38
1. 基本理念.....	38
2. 基本目標.....	39
3. 計画の体系.....	40
4. 計画推進の担い手.....	41
5. 圏域と活動主体.....	42
第4章 施策の展開.....	43
■基本目標1 地域の活動に参加できるまちづくり.....	44
基本施策1 地域の活動への主体的な参加の促進.....	44
基本施策2 地域での住民同士の交流の促進.....	48
■基本目標2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり.....	51
基本施策3 相談体制の充実.....	52
基本施策4 福祉サービスの充実.....	55
■基本目標3 安心して暮らせるまちづくり.....	58
基本施策5 地域安全活動の推進.....	58
基本施策6 権利擁護、自立支援、バリアフリー推進の推進.....	62

第5章 計画の推進に向けて.....	66
1. 計画の推進体制	66
2. 計画の進行管理	66
3. 計画内容や進捗状況の周知.....	66
資 料 編.....	67
1. 桜川市地域福祉計画策定経過.....	68
2. 桜川市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	69
3. 桜川市地域福祉計画策定委員名簿.....	71
4. 桜川市地域福祉計画調査検討委員会設置要綱.....	72
5. 桜川市地域福祉計画調査検討委員名簿.....	74
6. 用語集.....	75

第1章 地域福祉計画の策定について

1. 計画策定の背景と趣旨

現代においては、少子高齢化が進展するなど社会情勢の変化に伴い、まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しています。子ども・高齢者・障がいのある人など、対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、多様な地域住民のニーズに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は民間によるサービスも含めて十分に連携を図りながら、総合的にサービスを提供することが不可欠となります。

また、これからの少子高齢社会を、だれもが生き生きと生活することができる社会としていくためには、福祉・保健・医療の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の「支え合い」「助け合い」が活発に展開されていくことが重要です。

本市の将来構想として平成29年3月に策定した『第2次総合計画』では、「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」を将来像として掲げています。

ヤマザクラは、一本一本異なる遺伝子を持ち、一つとして同じものがないことが特徴です。これは、市民が互いに助け合い、力を合わせることで個性を織り成しているまちの姿と重なります。

総合計画で定められた桜川市の将来像の実現のため、地域福祉の分野では、子どもから高齢者まで健康で共生するまちづくりに取り組んでいきます。

そこで、福祉・保健・医療などの各分野と連携し充実を図るため、桜川市地域福祉計画を策定します。

なお、策定にあたっては、市民意識調査やパブリックコメントを実施するなど、市民の意見を反映することにより、さらなる地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで、安心して生活できるまちを目指すための計画とします。

また、市民・地域・行政の協働のもとに、自助・互助・共助・公助があいまって、だれもが住みよい、心と心の通い合う福祉社会の実現を目的としています。

2. 地域福祉計画とは

社会福祉法第 107 条の規定に基づくもので、地域住民・行政・社会福祉団体などの関係機関が一体となって支え合う、総合的な地域福祉に取り組む計画です。

令和 3 年 4 月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症対応施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることが改正の趣旨となっています。

第107条(市町村地域福祉計画)(社会福祉法より抜粋)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法第 4 条に「地域福祉の推進」が規定されており、推進主体と目的が明確にされています。

第4条(地域福祉の推進)(社会福祉法より抜粋)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■地域福祉活動計画

『地域福祉計画(市町村地域福祉計画)』が行政の計画であるのに対し、『地域福祉活動計画』は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。地域福祉活動計画は、地域福祉計画と共有、役割分担し連携していくことが必要となります。

第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)(社会福祉法より抜粋)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(地域共生社会とは)

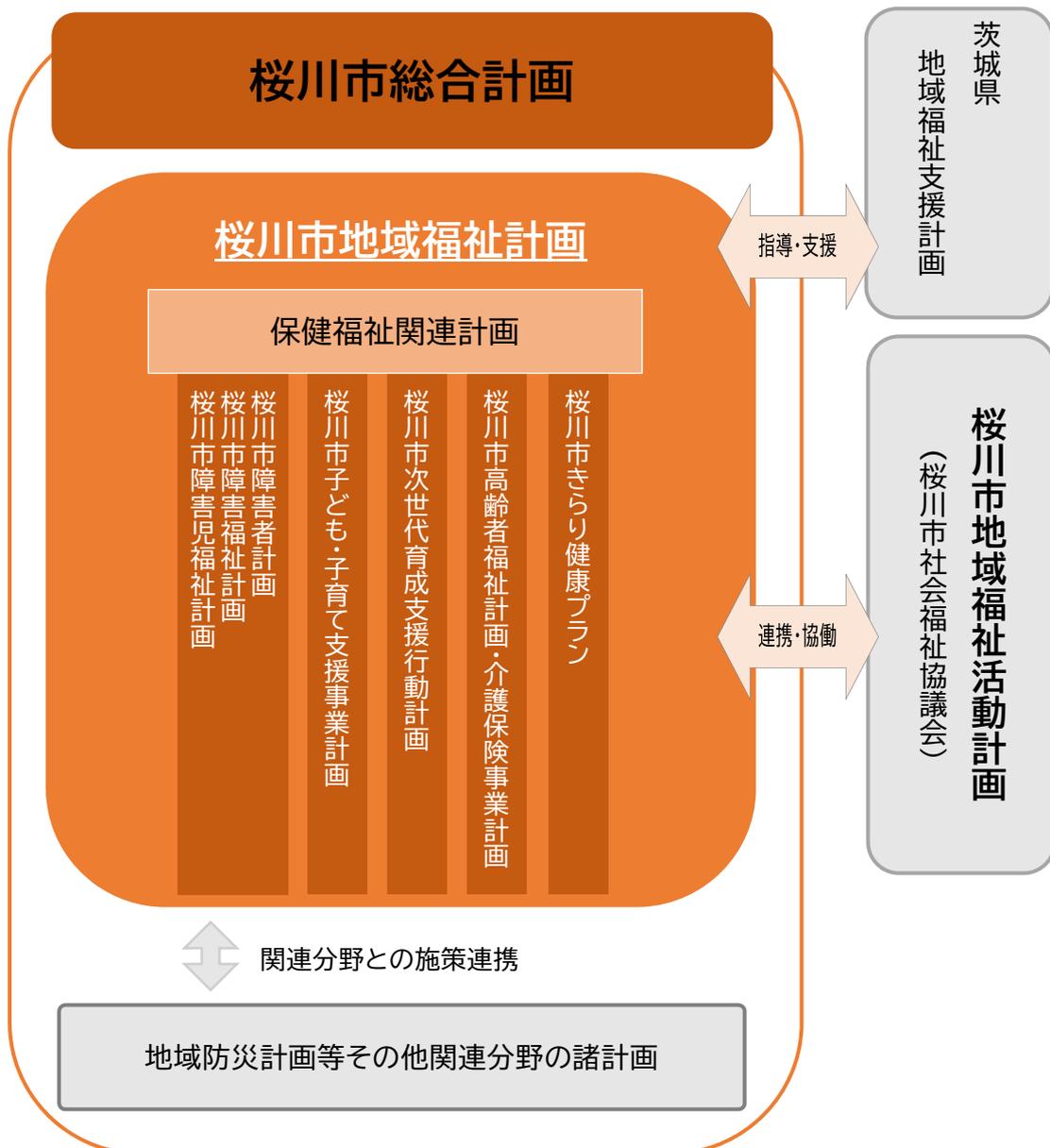
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



3. 計画の位置づけ

「地域福祉計画(市町村地域福祉計画)」とは、『社会福祉法』第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、「児童」「障がい者」「高齢者」等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を要するさまざまな人(子育て家庭、障がい者、高齢者、外国籍の人で日常生活に何らかの支援を要する人)の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりを進めるための計画です。



4. 計画の期間

本計画の期間は、桜川市の基本計画である第2次総合計画(後期基本計画)との連携を図るため、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5か年とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしします。

■計画期間

計画名	西暦 元号	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8
桜川市第2次総合計画(後期基本計画)		現行計画				
桜川市第3次地域福祉計画		現行計画				
第3期桜川市障害者計画		現行計画				
第6期桜川市障害福祉計画		現行計画	次期計画			
第2期桜川市障害児福祉計画		現行計画	次期計画			
第2次桜川市次世代育成支援行動計画(後期計画)		現行計画			次期計画	
第2期桜川市子ども・子育て支援事業計画		現行計画			次期計画	
第8期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画		現行計画	次期計画			
第2次桜川市きらり健康プラン		現行計画			次期計画	
茨城県地域福祉支援計画[第4期]		現行計画	次期計画			

5. 市社協との連携

市社協は、社会福祉法109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国の都道府県・市区町村に設置されています。

地域住民・ボランティア・福祉・保健などの関係者、行政機関などの参加や協力を得て、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、様々な活動を行っています。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題解決に向けた活躍が期待されます。

このように、市社協は市全体の地域福祉推進の中心的な役割を担っていくこととなるため、市が策定する『地域福祉計画』と、市社協が策定する民間の活動・行動計画である『地域福祉活動計画』との整合性を図るものとしします。

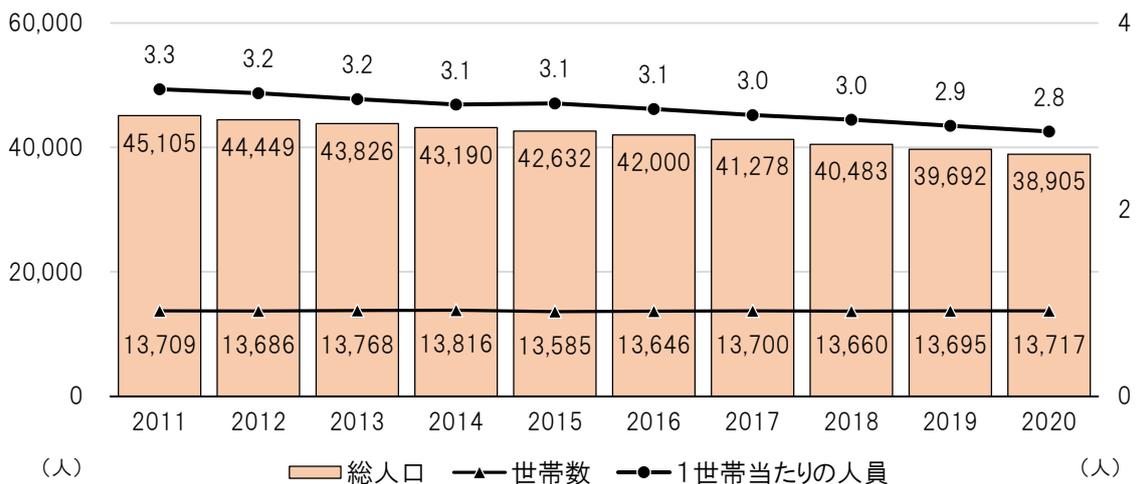
第2章 桜川市の現状と課題

1. 人口・世帯の状況

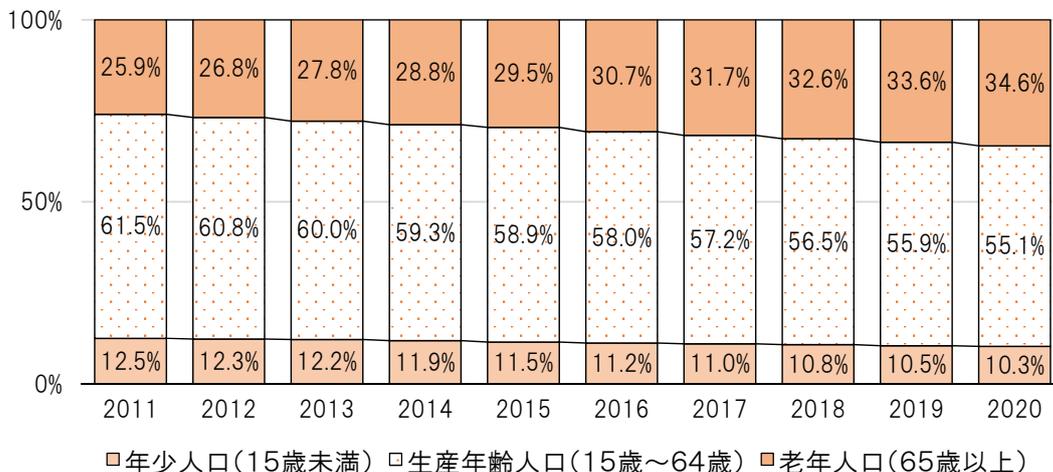
総人口は2011(平成23)年の45,105人から、2020(令和2)年の38,905人へと6,200人の減少となっています。世帯数は2011(平成23)年からほぼ横ばいで、1世帯当たりの人員が減少傾向にあり、核家族化が進んでいると考えられます。

また、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～64歳)の割合は減少傾向ですが、老年人口(65歳以上)の割合は増加傾向で推移しており、2011(平成23)年の25.9%から2020(令和2)年では34.6%と増加しています。

■表-1 人口および世帯数の推移



■表-2 年齢(3区分別)人口割合の推移



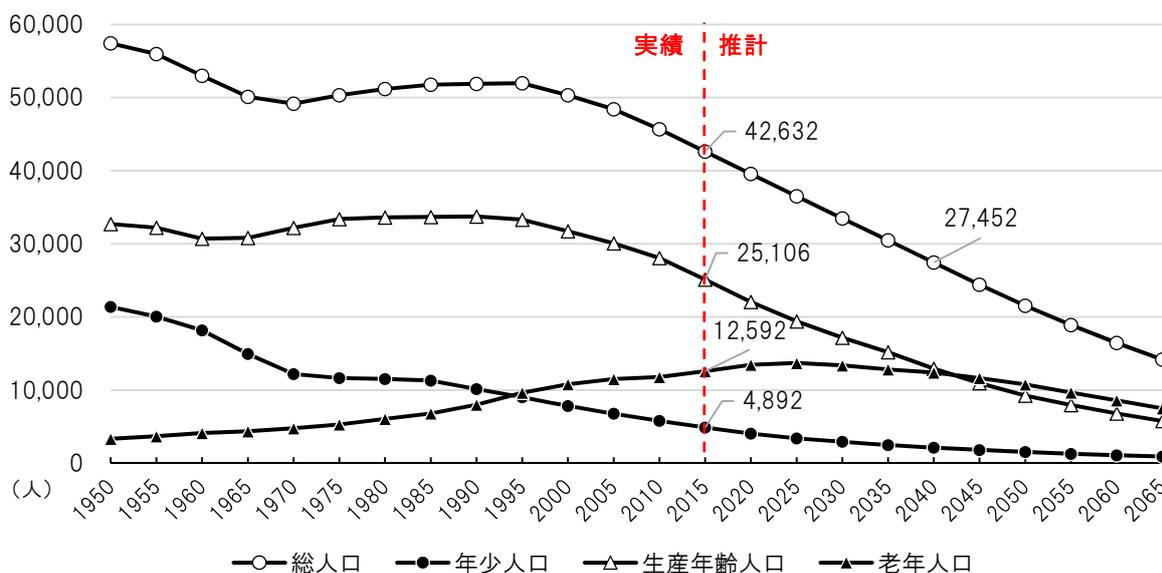
資料：茨城県常住人口調査(各年10月 2015(平成27)年は国勢調査)

2. 人口の将来展望

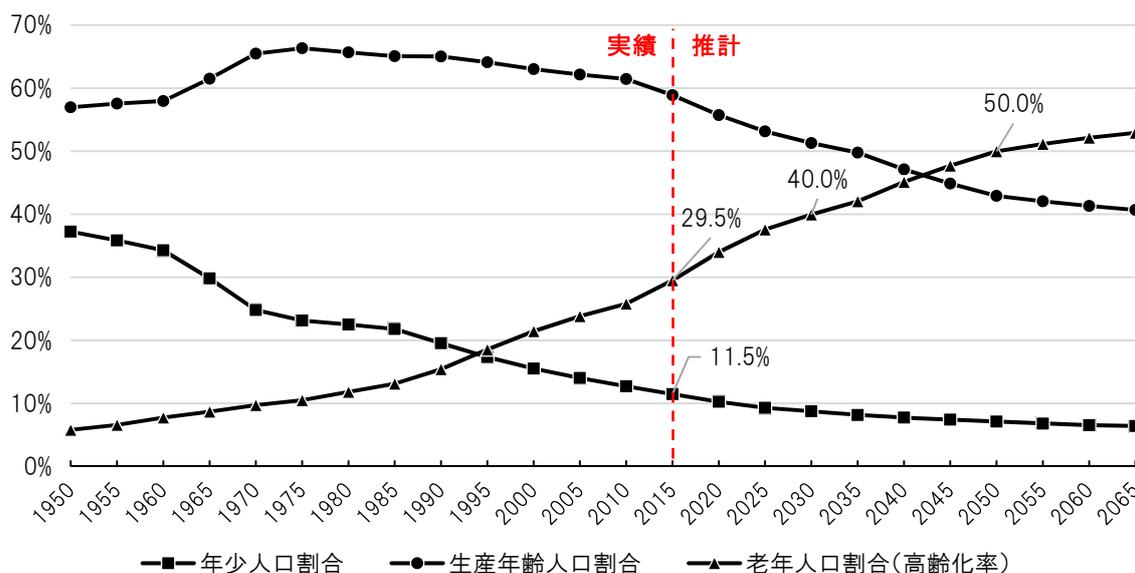
今後、総人口は減少傾向にあり、増加傾向であった老年人口は 2025(令和 7)年に減少に転じ、2040(令和 22)年には総人口が 3 万人を切ることが見込まれています。

また、高齢化率(総人口に占める老年人口の割合)では、2015(平成 27)年に 29.5%であったものが、2030(令和 12)年には 40.0%、2050(令和 32)年人は 50.0%まで高まると予想されています。

■表-3 年齢(3 区分)別人口の推移と将来推計



■表-4 年齢(3 区分)別人口割合の推移と将来推計



資料:桜川市人口ビジョン(2020 年改訂版)

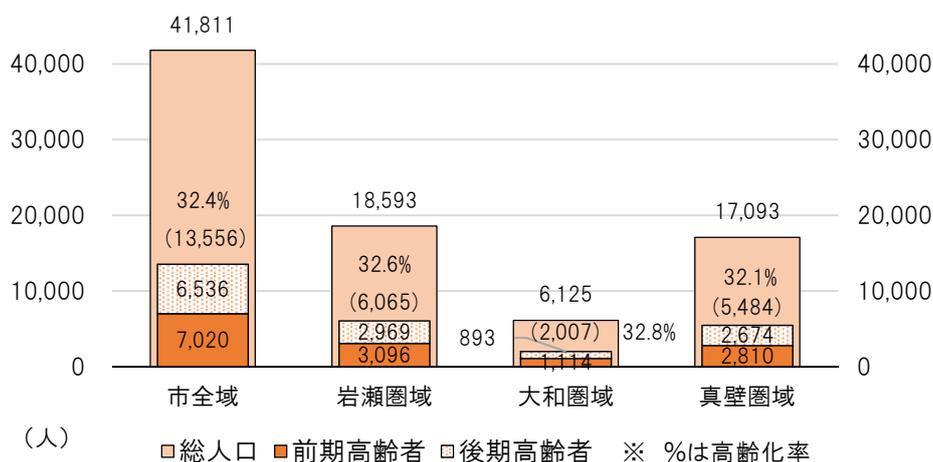
3. 高齢者の状況

市全域での65歳以上の高齢者人口は2020年(令和2年)10月現在で、13,556人となっています。日常生活圏域別では、大和圏域が2,007人と最も少なくなっています。高齢化率では、市全域32.4%、岩瀬圏域32.6%、大和圏域32.8%、真壁圏域32.1%となっています。

高齢者の内訳を見ると、岩瀬圏域と真壁圏域では大和圏域と比べ、後期高齢者の割合が若干高くなっています。

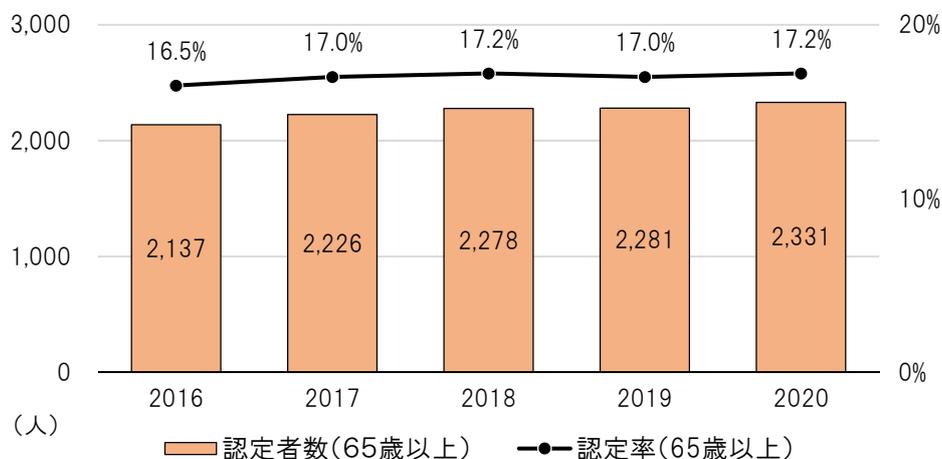
また、65歳以上の要支援・要介護認定者数は、2020(令和2)年では2,331人となっており、高齢者の人口増加に伴い、増加傾向にあります。

■表-5 日常生活圏域別の高齢者人口



資料:住民基本台帳(令和2年10月1日現在)

■表-6 要支援・要介護認定者数の推移(65歳以上)



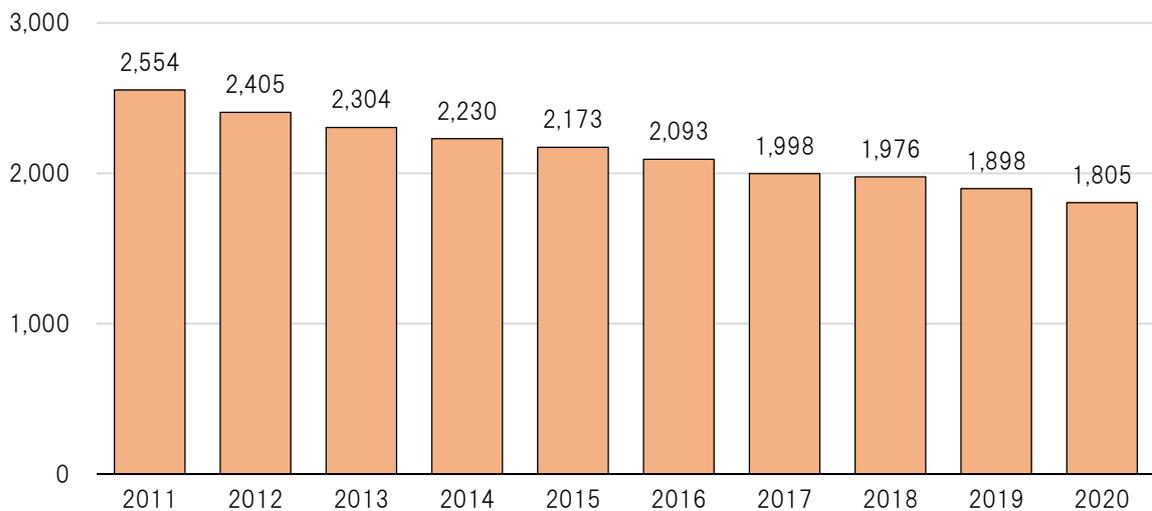
資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

4. 児童の状況

市内小学校児童数は、減少傾向で推移しています。2011(平成 23)年と 2020(令和 2)年を比較すると、749 人の減少となっています。

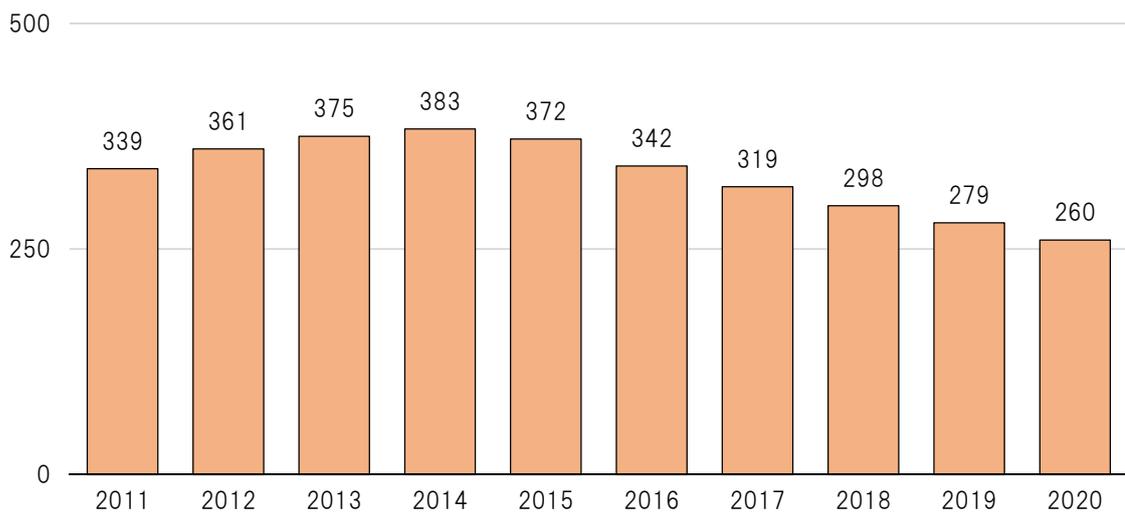
児童扶養手当受給者数については、2011(平成 23)年から 2014(平成 26)年にかけては増加傾向が見られましたが、2015(平成 27)年以降は減少傾向にあります。

■表-7 市内小学校児童数の推移



資料:教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

■表-8 児童扶養手当受給者数の推移

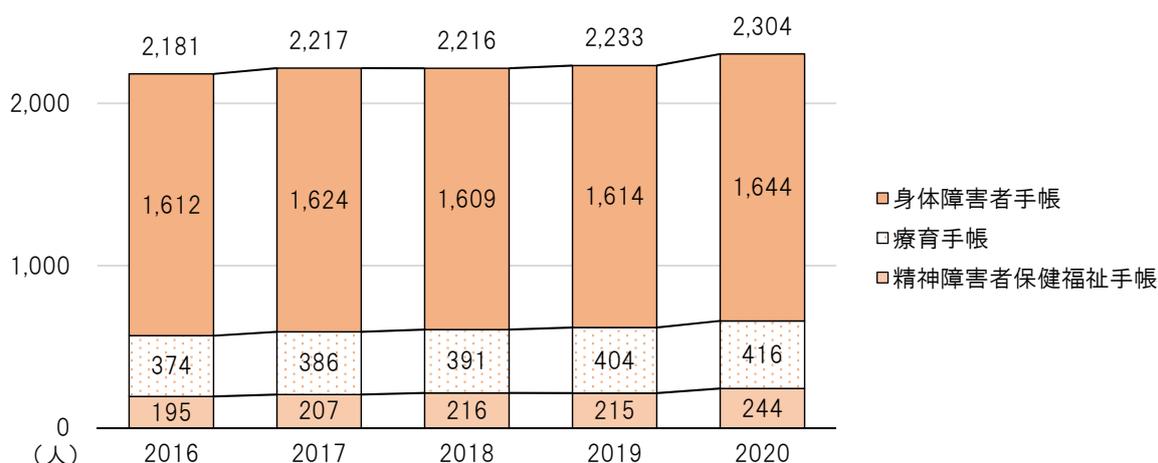


資料:児童福祉課(各年度末現在)

5. 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、2016(平成 28)年以降増加傾向で推移しています。2020(令和 2)年の障害者手帳所持者数は 2,304 人で、そのうち身体障害者手帳所持者数は 1,644 人で約 7 割、療育手帳所持者数は 416 人で約 2 割、精神障害者保健福祉手帳所持者は 244 人で約 1 割となっています。

■表-9 障害者手帳所持者数の推移



資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

6. 生活保護の状況

生活保護人員は、2011(平成 23)年では 251 人であったものが、2017(平成 29)年には 333 人まで増加、2020(令和 2)年では 306 人となっています。

■表-10 生活保護人員の推移



資料:社会福祉課(各年度末現在)

7. ボランティア団体の状況

市社協に登録しているボランティア団体は、2020(令和2)年度で7団体、会員数は449人となっています。

■表-11 ボランティア団体一覧

No.	団体名	会員数	主な活動内容
1	桜川市シルバ-リハビリ体操指導士会	92	リハビリ体操指導・普及 生きいきサロン体操指導
2	桜川市地域女性会	125	施設訪問・食事サービス・イベント参加
3	桜川市食生活改善推進員協議会	93	幼児から高齢者の食育の推進、施設訪問
4	桜川市くらしの会	62	消費生活・ボランティア
5	桜川市笑いヨガクラブ	30	施設訪問、生きいきサロンなど
6	桜川市更生保護女性会	35	更生保護の心を広めていく活動
7	朗読の会「虹」	12	絵本・紙芝居などの読み聞かせ
	合計	449	

資料：市社協(2020(令和2)年度ボランティア連絡会登録団体)

8. アンケート調査結果

地域福祉計画を策定する基礎資料とするため、18歳以上の市民の方に対してアンケート調査を実施しました。以下は、その結果を抜粋したものです。

■アンケート調査概要

◎調査対象者：市内在住の18歳以上の方

◎調査方法：郵送による配布・回収

◎調査期間：令和3年7月21日～8月4日

◎回収状況

発送数	回収数	回収率	有効回答数	無効回答数
2,000 件	686 件	34.3%	684 件	2 件

■グラフ表示の見方

◎比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100%とならないこともあります。

◎複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

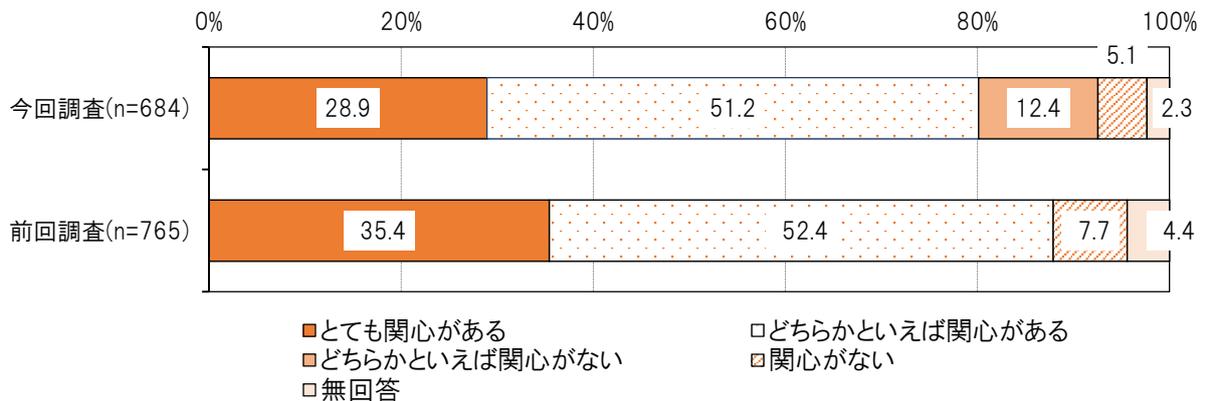
◎グラフの(n=○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

調査結果抜粋

問 あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。(ひとつだけに○)

今回調査では福祉に関心のある人は、「とても関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせて 80.1%となっており、前回調査より 7.7 ポイント少なくなっています。(今回調査では、「どちらかといえば関心がない」の設問項目を追加しています。)

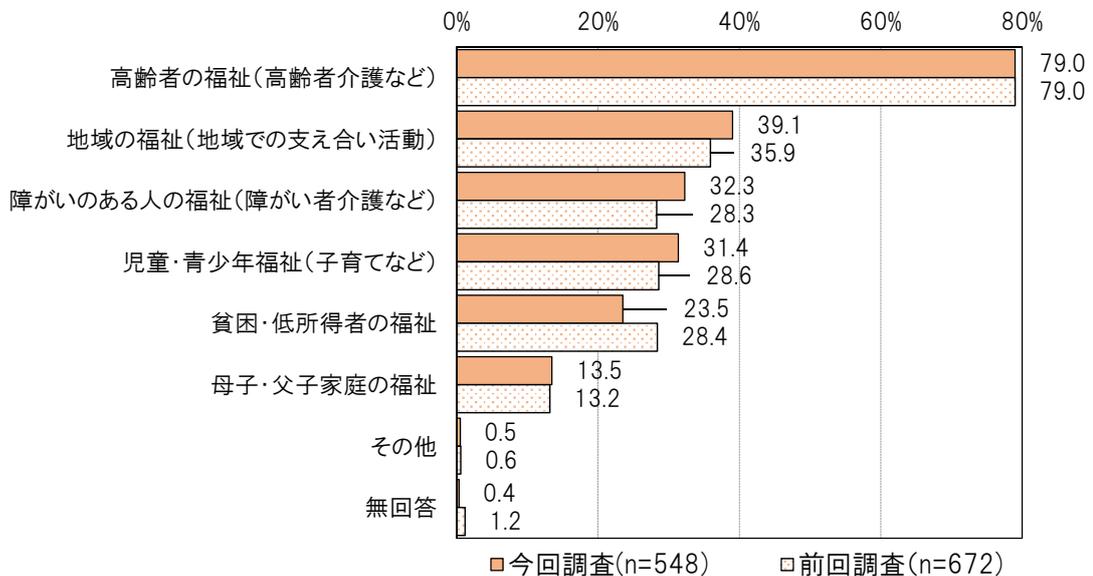
■「福祉」に対する関心について



問 どの福祉分野に関心をお持ちですか。(あてはまるものすべてに○)

関心を持っている福祉分野は、「高齢者の福祉(高齢者の介護など)」が 79.0%で最も多く、次いで「地域の福祉(地域での支え合い活動)」が 39.1%、「障がいのある人の福祉(障がい者介護など)」が 32.3%となっています。

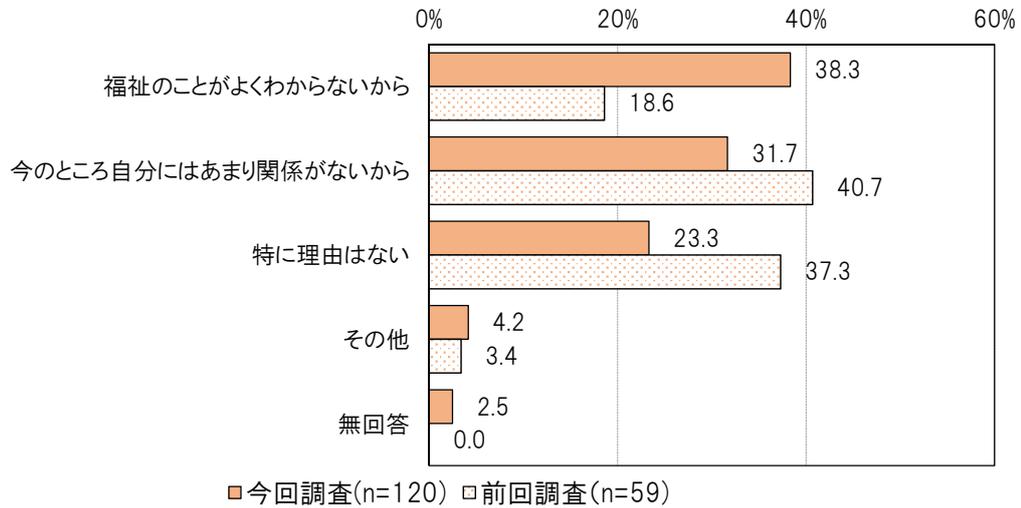
■関心のある福祉分野について



問 「福祉」に関心がない理由は何ですか。(ひとつだけに○)

福祉への関心がない理由は、「福祉のことがよくわからないから」が 38.3%となっており、前回調査より 19.7 ポイント多くなっています。

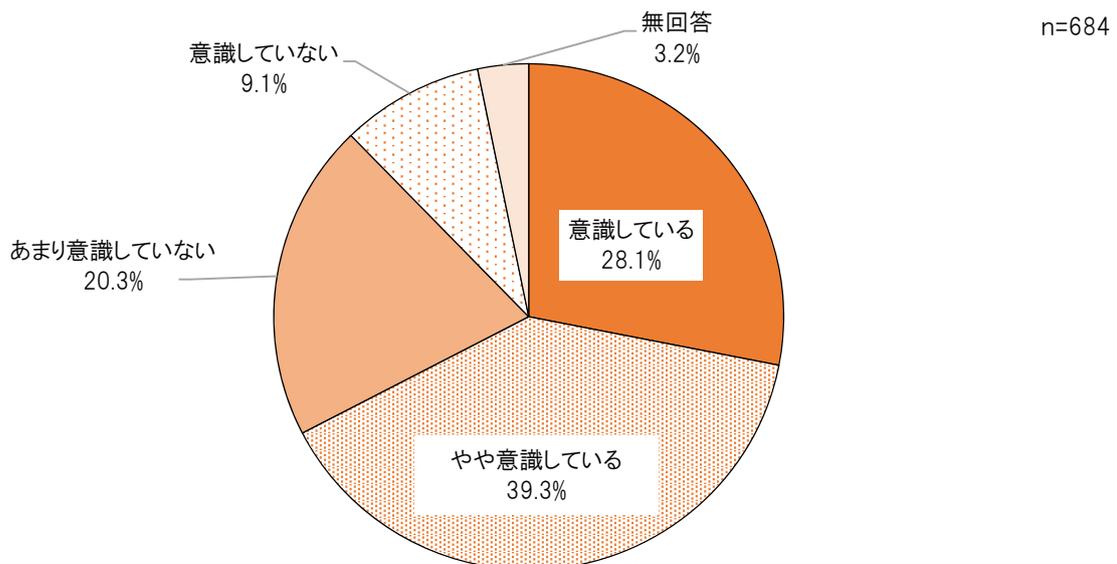
■「福祉」に関心がない理由



問 あなたは日ごろ、「※心のバリアフリー」を意識していますか。(ひとつだけに○)

「心のバリアフリー」については、「意識している」と「やや意識している」を合わせて 67.4%となっています。

■「心のバリアフリー」を意識しているかについて

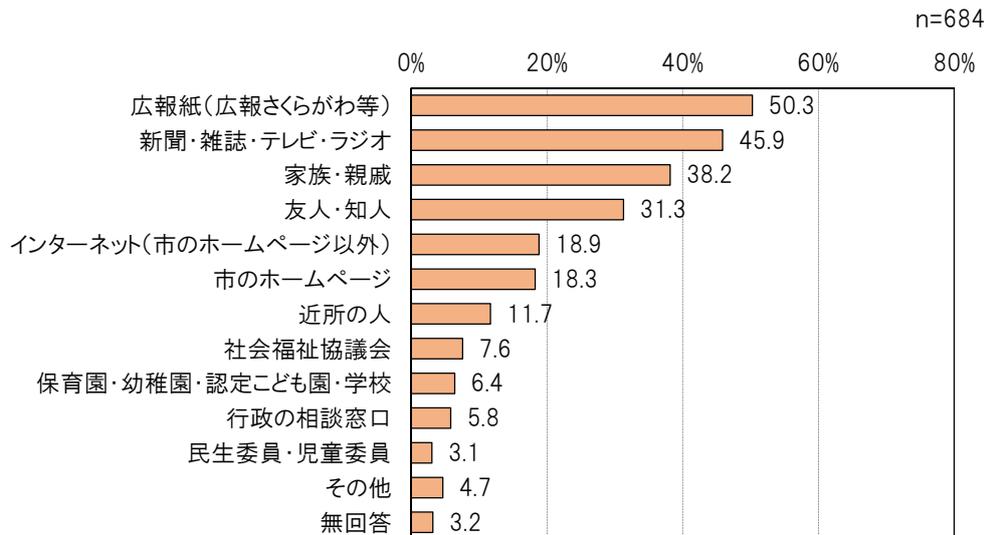


※「心のバリアフリー」とは、高齢者、障がい者などの困難を自らの問題として認識し、心無い言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れないバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

問 あなたは、福祉や健康に関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)

福祉や健康に関する情報の入手方法は、「広報紙(広報さくらがわ等)」が最も多く 50.3%、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が 45.9%、「家族・親戚」が 38.2%などとなっています。

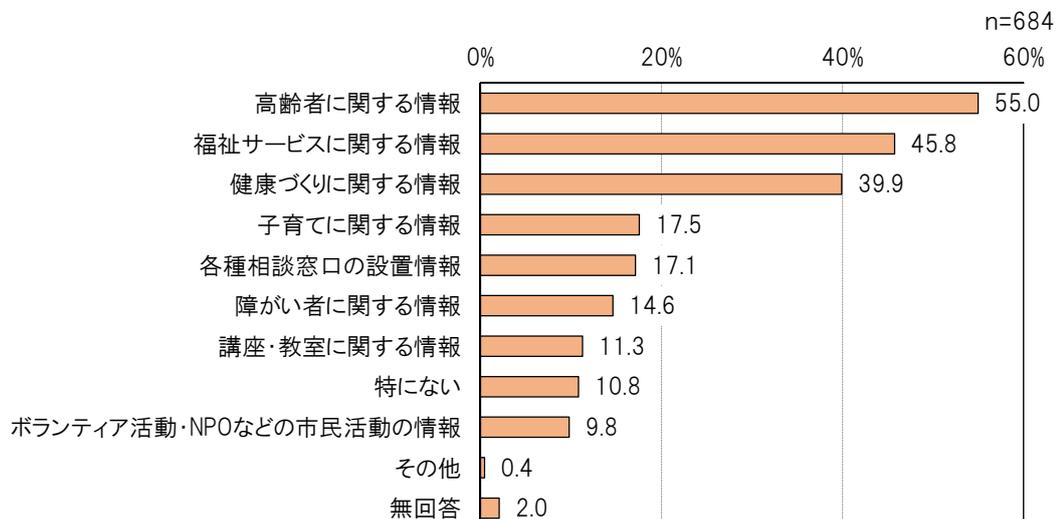
■福祉や健康に関する情報の入手方法について



問 あなたは、福祉や健康についてどんな情報が知りたいですか。(あてはまるものすべてに○)

福祉や健康について知りたい情報は、「高齢者に関する情報」が最も多く 55.0%、次いで「福祉サービスに関する情報」が 45.8%、「健康づくりに関する情報」が 39.9%などとなっています。

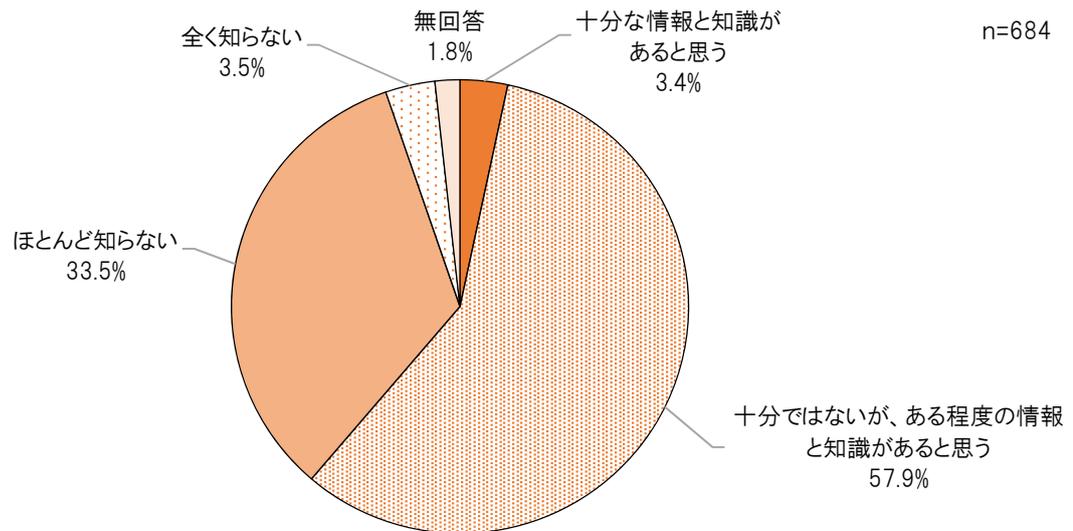
■福祉や健康で知りたい情報について



問 あなたは、福祉サービスや福祉施設についてどの程度知っていますか。(ひとつだけに○)

福祉サービスや福祉施設については、「十分な情報と知識があると思う」と「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」の合計は 61.3%となっています。

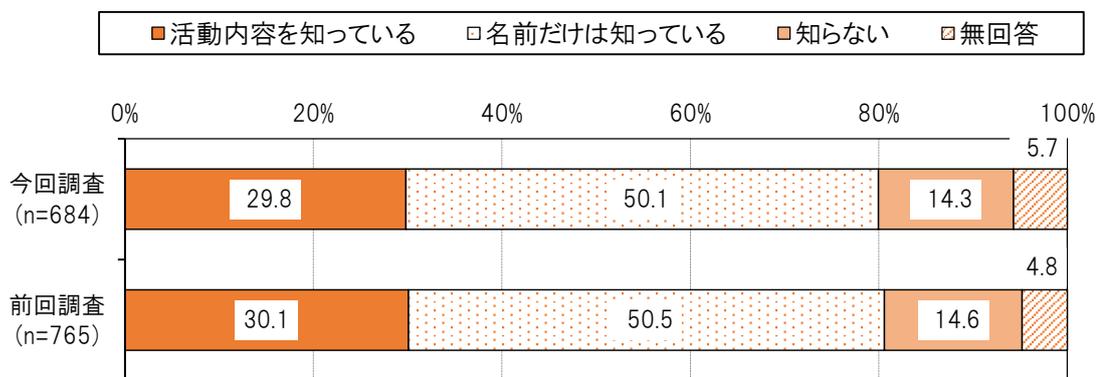
■福祉サービスや福祉施設をどの程度知っているかについて



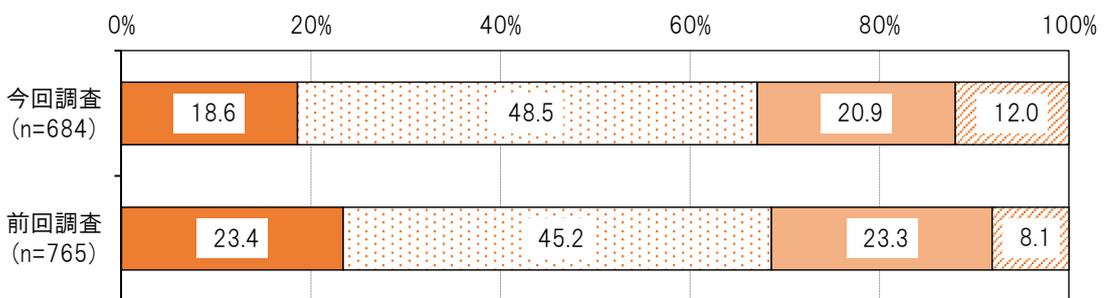
問 桜川市にある、福祉に関する相談や情報収集の窓口、機関として次のものをご存知ですか。(それぞれひとつだけに○)

「活動内容を知っている」割合は、桜川市社会福祉協議会では 29.8%で前回調査より 0.3 ポイント減少、地域子育て支援センターは 18.6%で前回調査より 4.8 ポイント減少、地域包括支援センターは 11.3%で前回調査より 1.6 ポイント増加、ボランティアセンターは 7.2%で前回調査より 2.7 ポイント減少、地区の民生委員・児童委員では 27.9%で前回調査より 5.8 ポイント減少しています。

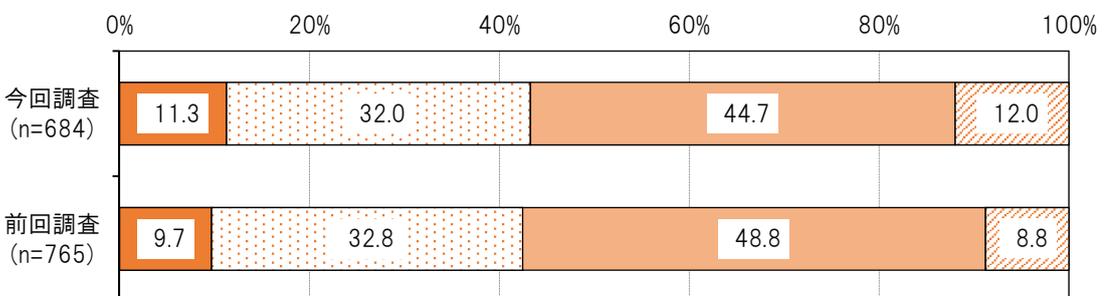
■社会福祉協議会



■地域子育て支援センター

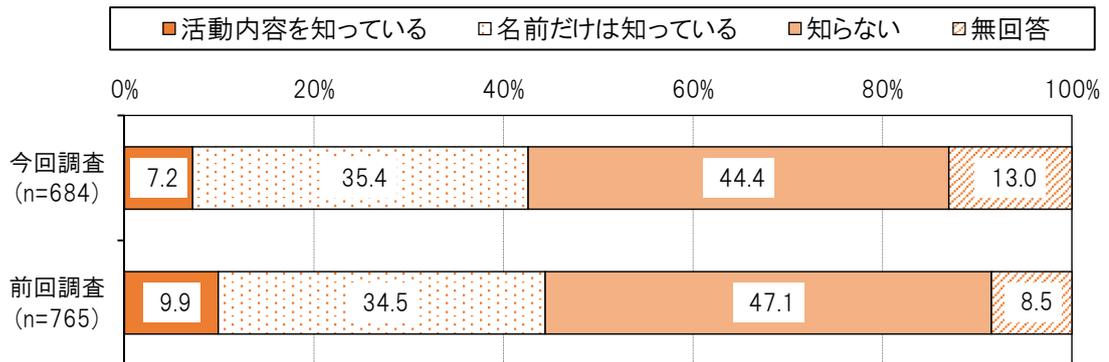


■地域包括支援センター

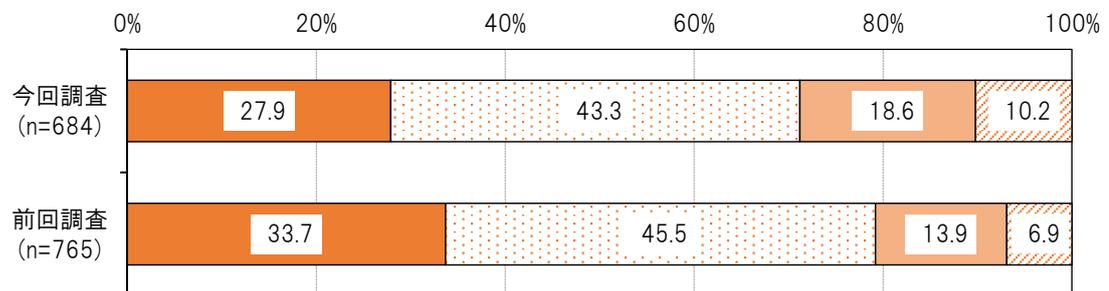


(次項へ続く)

■ボランティアセンター



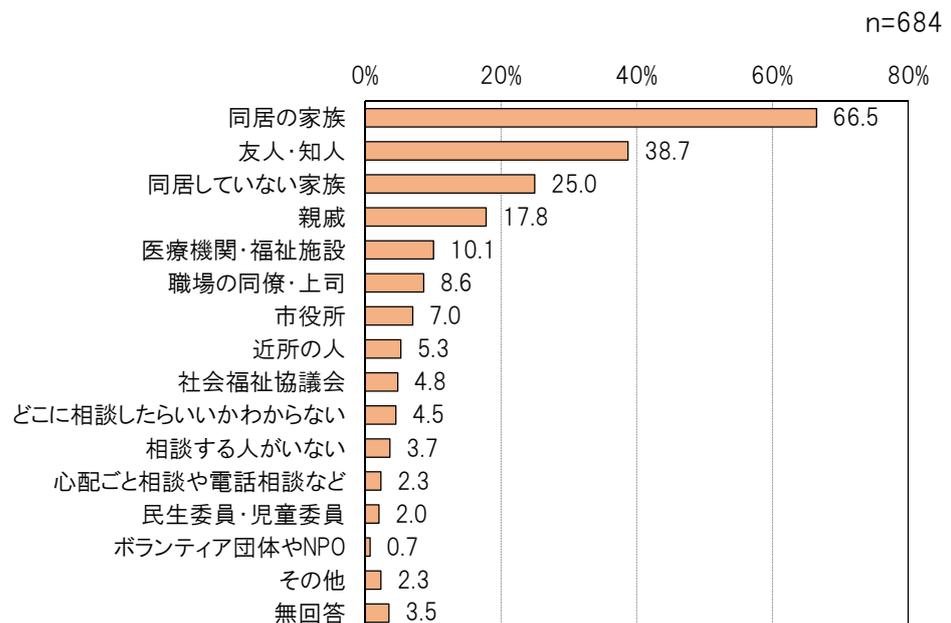
■地区の民生委員・児童委員



問 あなたは日常生活で不安や悩みを、誰(どこ)に相談しようと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

日常生活での不安や悩みの相談先は、「同居の家族」が 66.5%で最も多く、次いで「友人・知人」が 38.7%、「同居していない家族」が 25.0%などとなっています。

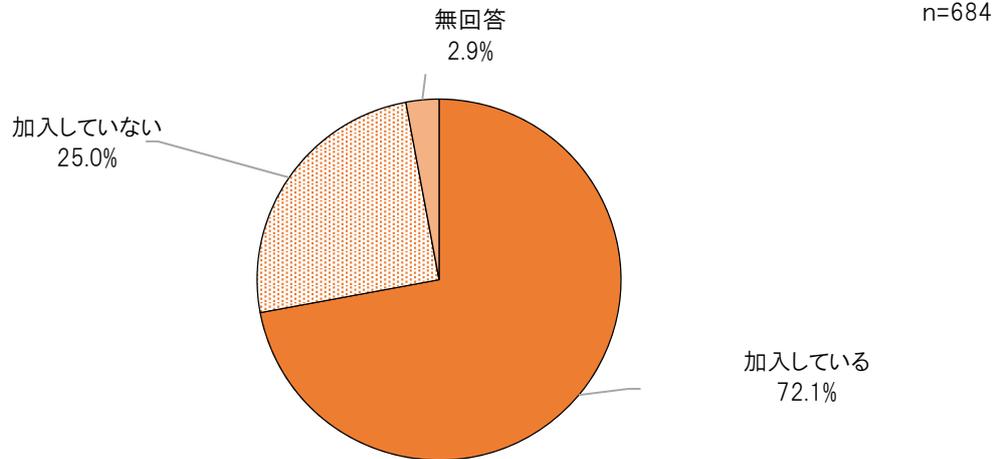
■日常生活で不安や悩みを、誰(どこ)に相談しようと思うかについて



問 あなたは、自治会に加入していますか。(ひとつだけに○)

自治会に加入している割合は 72.1%、加入していない割合は 25.0%となっています。

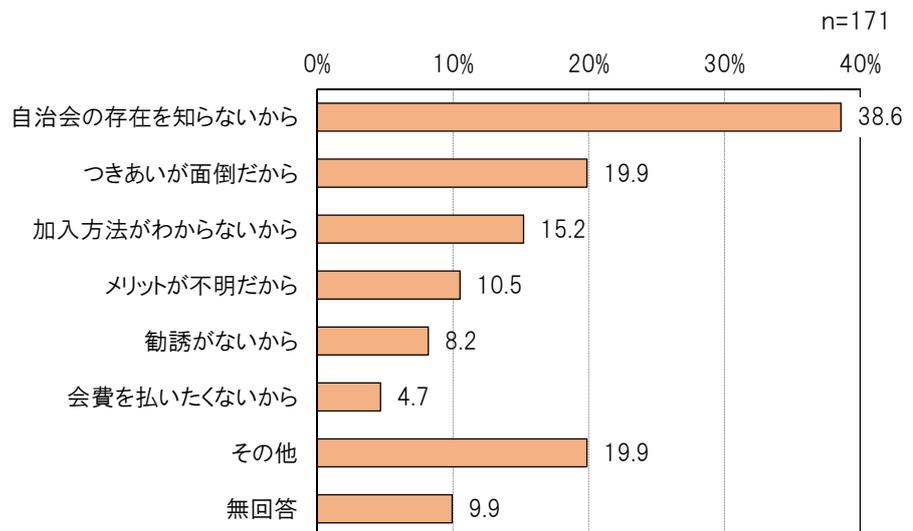
■自治会に加入しているかについて



問 自治会に加入していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

自治会に加入していない理由は、「自治会の存在を知らないから」が最も多く 38.6%、次いで「つきあいが面倒だから」が 19.9%、「その他」が 19.9%などとなっています。

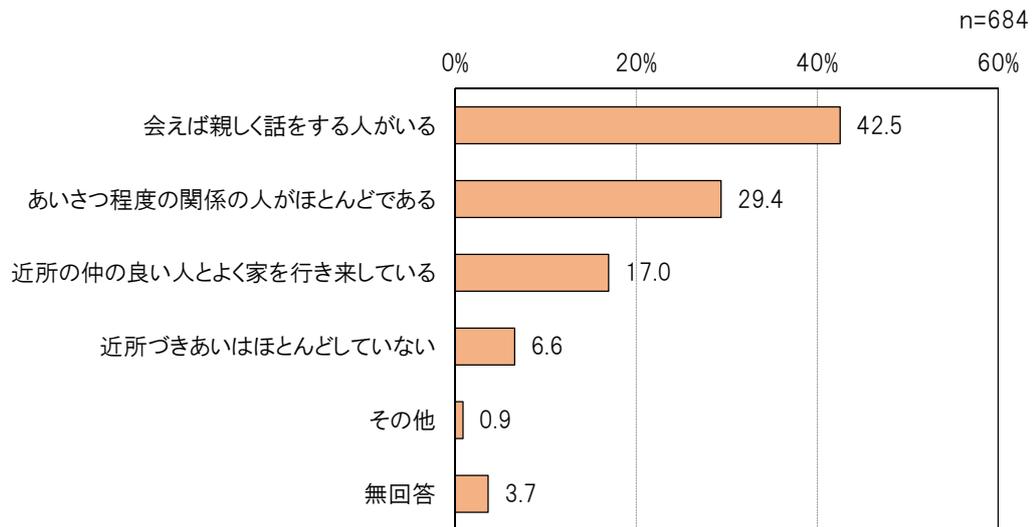
■自治会に加入していない理由について



問 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。(ひとつだけに○)

近所づきあいの程度は、「会えば親しく話をする人がいる」が 42.5%で最も多く、次いで「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が 29.4%となっています。

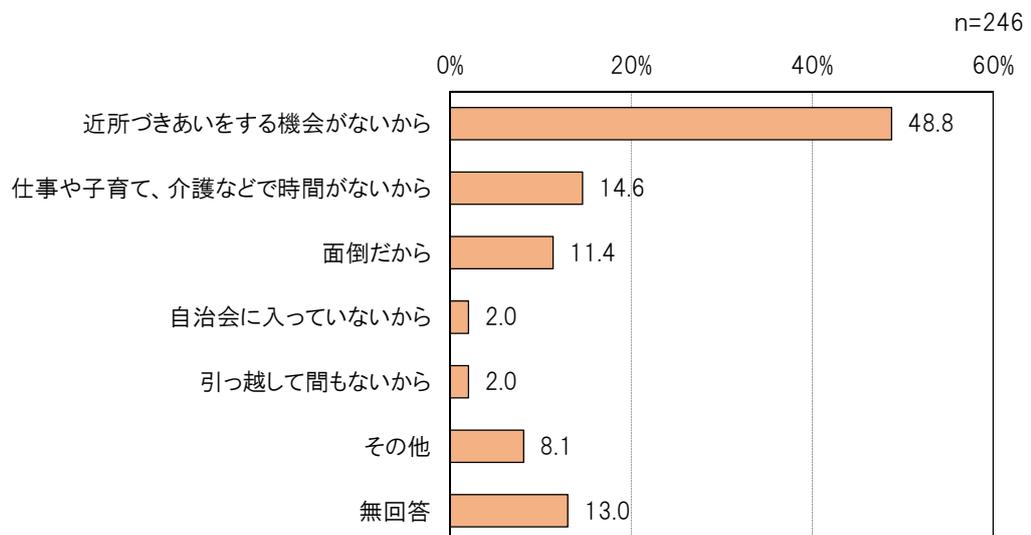
■近所づきあいの程度について



問 近所づきあいをほとんどしない理由は何ですか。(ひとつだけに○)

近所づきあいをほとんどしない理由は、「近所づきあいをする機会がないから」が 48.8%で最も多く、次いで「仕事や子育て、介護などで時間がないから」が 14.6%、「面倒だから」が 11.4%となっています。

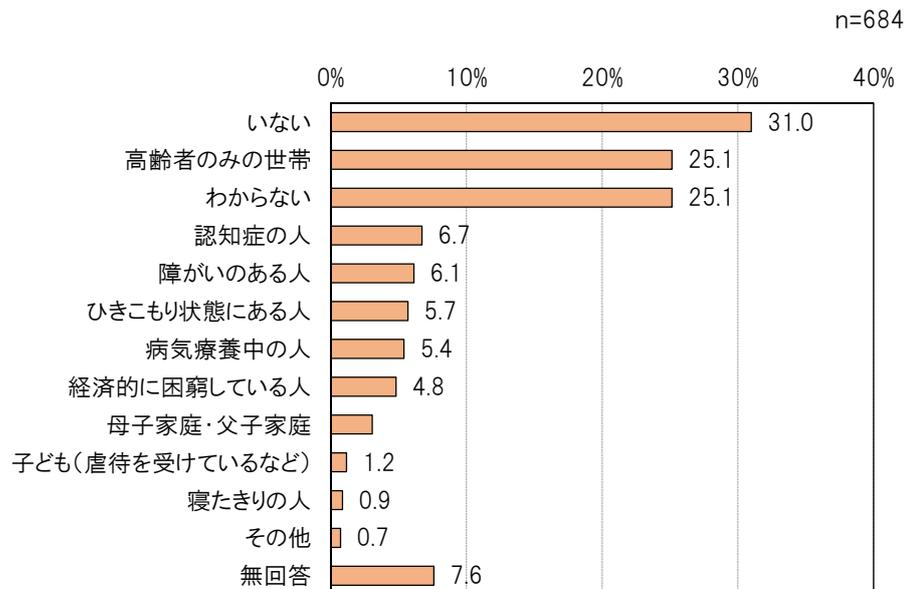
■近所づきあいをほとんどしない理由について



問 あなたの近所には、次のような、見守りなど支援が必要な人や気にかかる人(何らかの課題を抱えている人)がいますか。(あてはまるものすべてに○)

近所の見守りなど支援が必要な人や気にかかる人(なんらかの課題を抱えている人)については、「いない」が最も多く31.0%、次いで「高齢者のみの世帯」が25.1%、「わからない」が25.1%などとなっています。

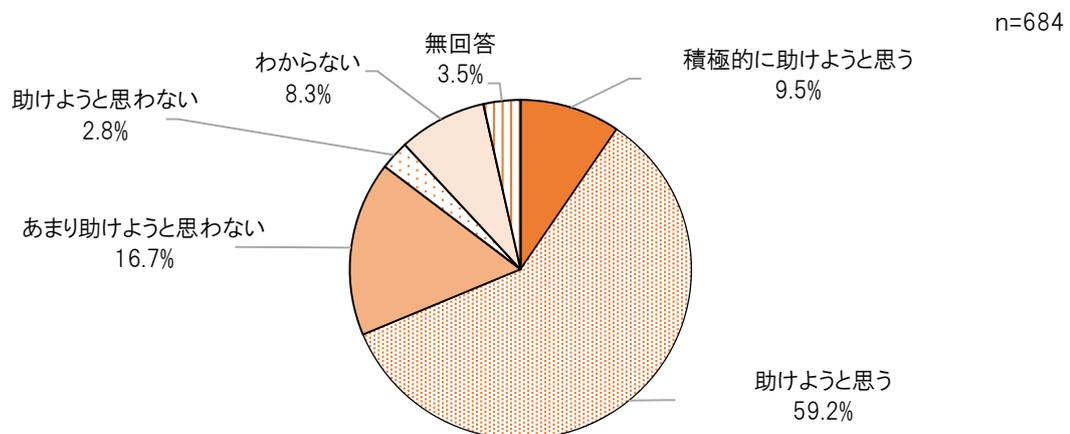
■近所に見守りなど支援が必要な人や気にかかる人がいるかについて



問 地域で困っている人がいたら、あなたは助けようと思いますか。(ひとつだけに○)

地域で困っている人がいたら、助けようと思うかについては、「積極的に助けようと思う」と「助けようと思う」を合わせて68.7%となっています。

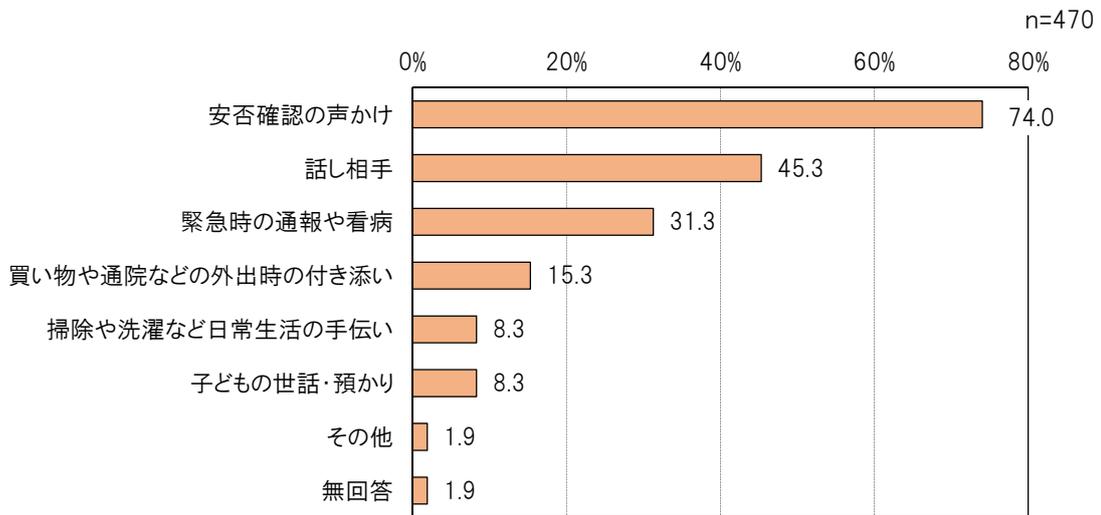
■地域で困っている人がいたら助けようと思うかについて



問 地域で困っている人がいたら、あなたが手助けできることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

手助けできることでは、「安否確認の声かけ」が 74.0%で最も多く、次いで「話し相手」が 45.3%、「緊急時の通報や看病」が 31.3%などとなっています。

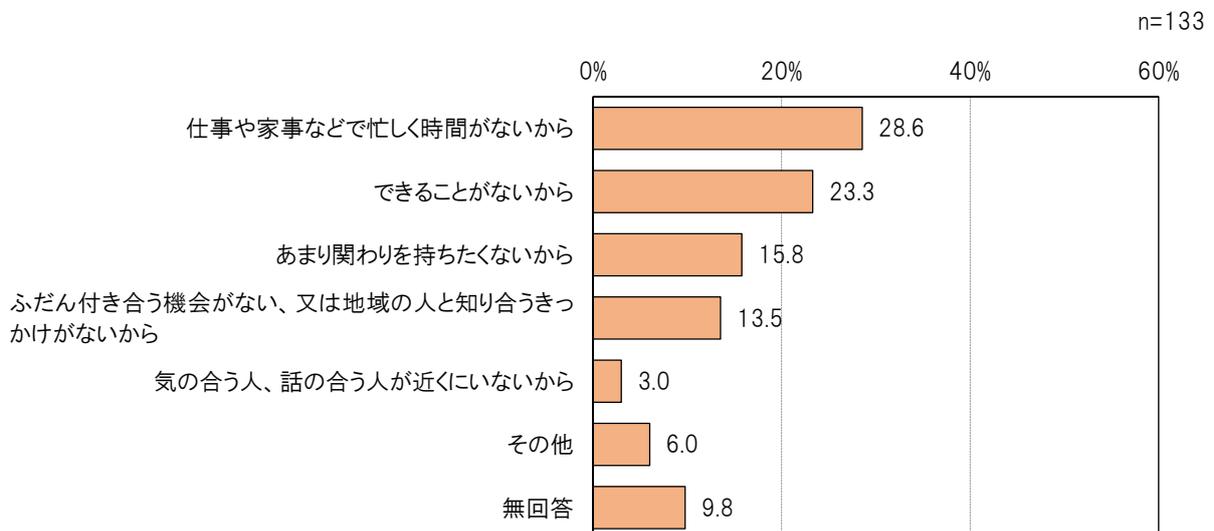
■地域で困っている人がいたら手助けできることについて



問 地域で困っている人がいても、(あまり)助けようと思わない理由は何ですか。(ひとつだけに○)

(あまり)助けようと思わない理由は、「仕事や家事などで忙しく時間がないから」が最も多く 28.6%、次いで「できないから」が 23.3%、「あまり関わりを持ちたくないから」が 15.8%などとなっています。

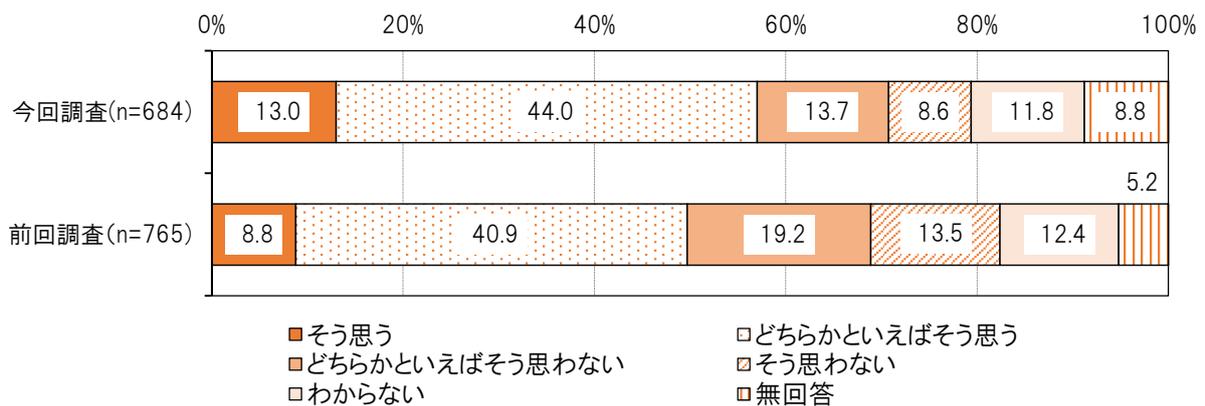
■地域で困っている人がいても、(あまり)助けようと思わない理由について



問 あなたのお住いの地域について、「地域での助け合い」についてどう感じていますか。(それぞれひとつだけに○)

「地域で助け合って生活している地区だと思う」と「どちらかといえば地域で助け合って生活している地区だと思う」を合わせて 57.0%となっており、前回調査より 7.3 ポイント多くなっています。

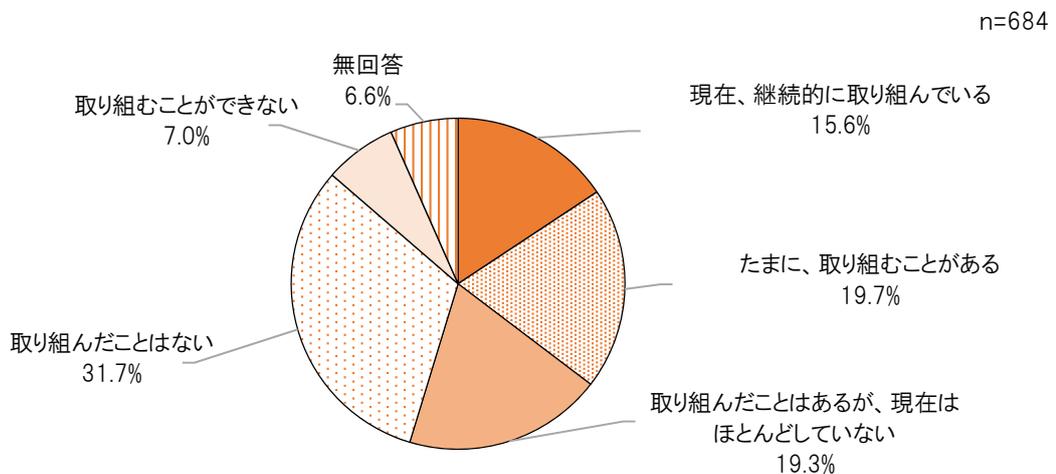
■地域で助け合って生活している地区であるかについて



問 あなたは、地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動などに取り組んでいますか。(ひとつだけに○)

地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動への取り組み状況は、「現在、継続的に取り組んでいる」と「たまに、取り組むことがある」を合わせて 35.3%となっています。

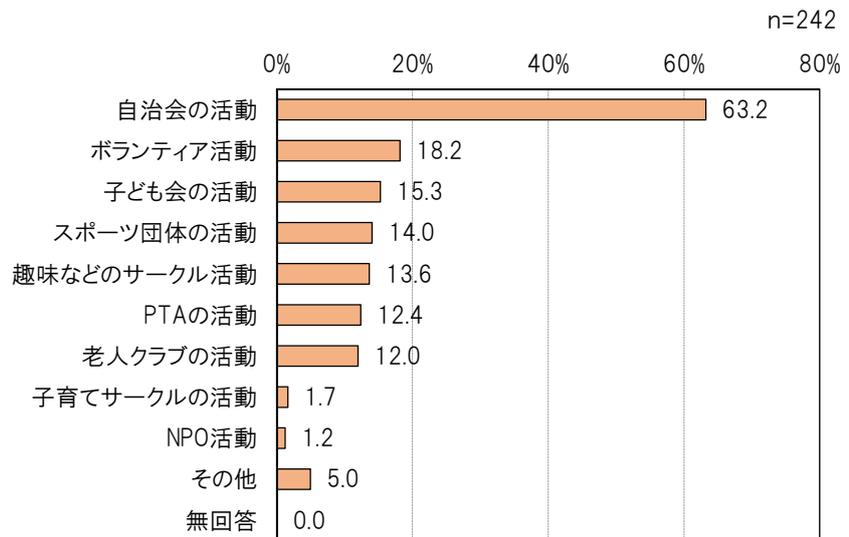
■助け合い・支え合い活動やボランティア活動への取り組み状況について



問 あなたは、地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動などで、どんな活動に取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに○)

地域活動やボランティア活動の内容は、「自治会の活動」が 63.2%で最も多く、次いで「ボランティア活動」が 18.2%、「子ども会の活動」が 15.3%などとなっています。

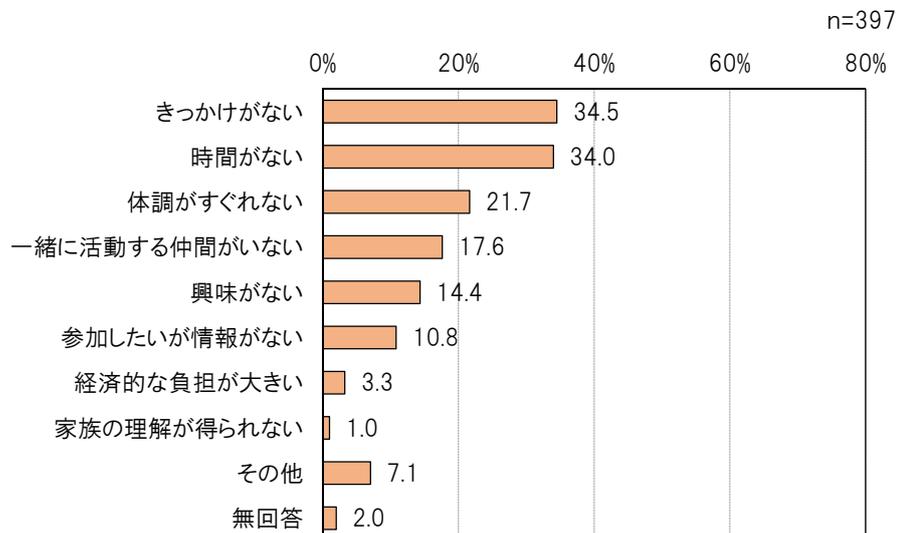
■地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動の内容について



問 あなたは、地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動などで、活動していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

地域活動やボランティア活動をしていない理由は、「きっかけがない」が最も多く 34.5%、次いで「時間がない」が 34.0%、「体調がすぐれない」が 21.7%などとなっています。

■地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動をしていない理由について

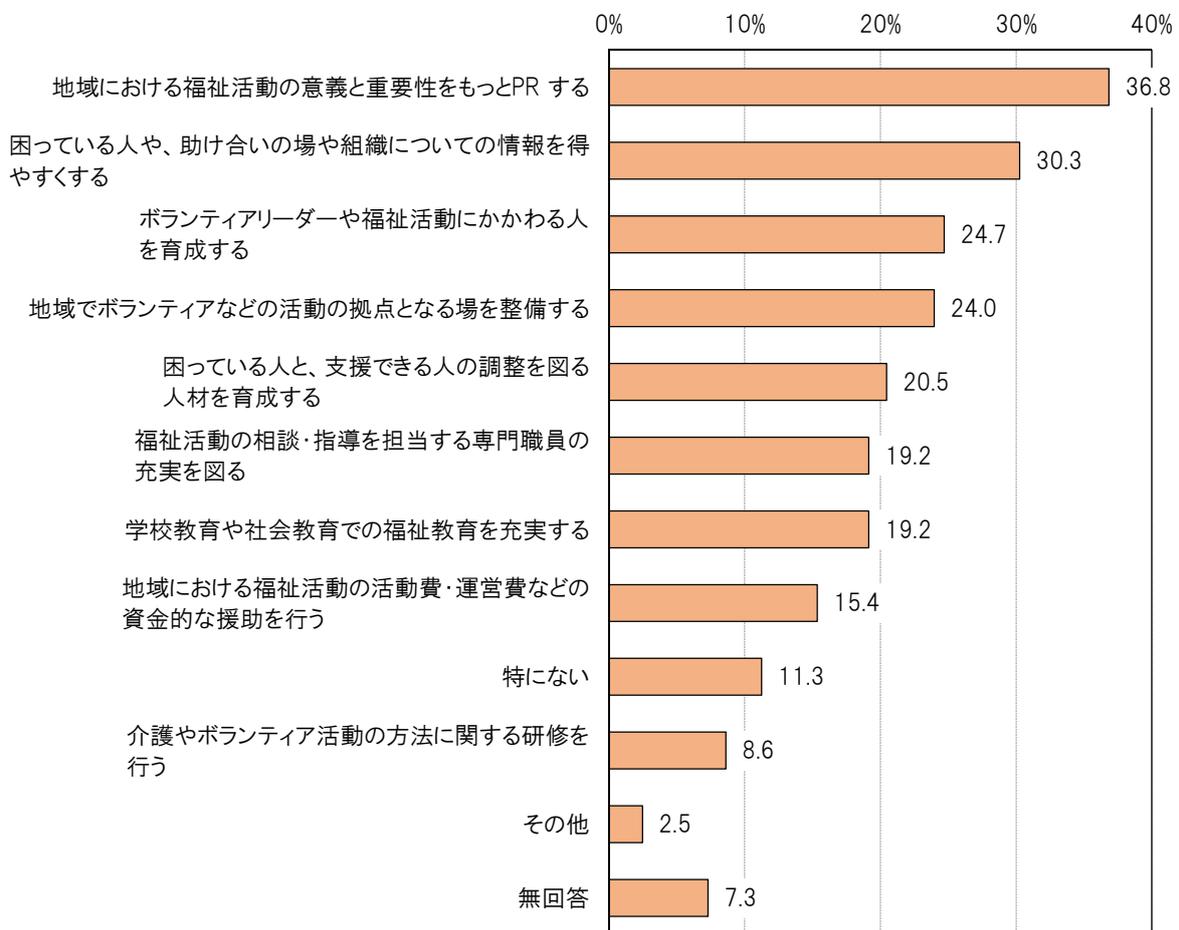


問 地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(3 つまで○)

地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動を活発にするために重要なことは、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPR する」が36.8%で最も多く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が30.3%、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が24.7%などとなっています。

■地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動を活発にするために重要だと思うことについて

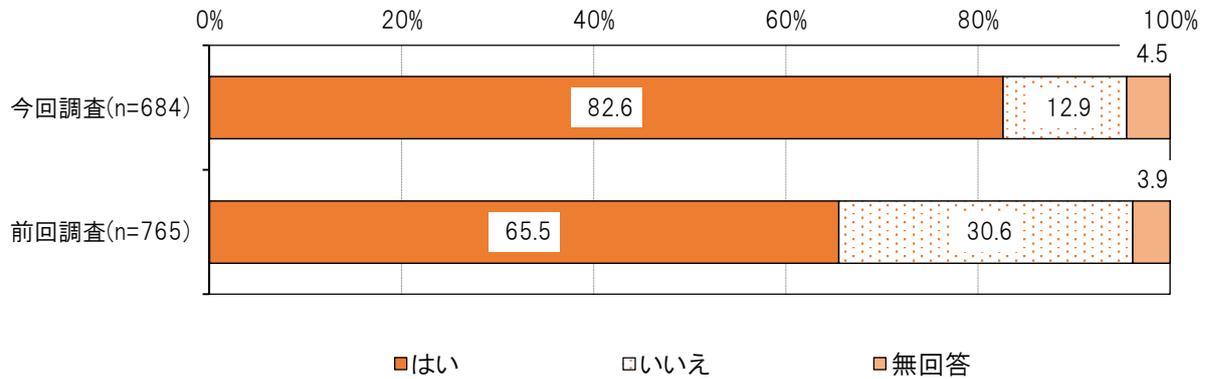
n=684



問 あなたは、お住いの地区の避難所の場所を知っていますか。(ひとつだけに○)

避難所の場所を知っているかは、「はい」が82.6%となっており、前回調査より17.1ポイント多くなっています。

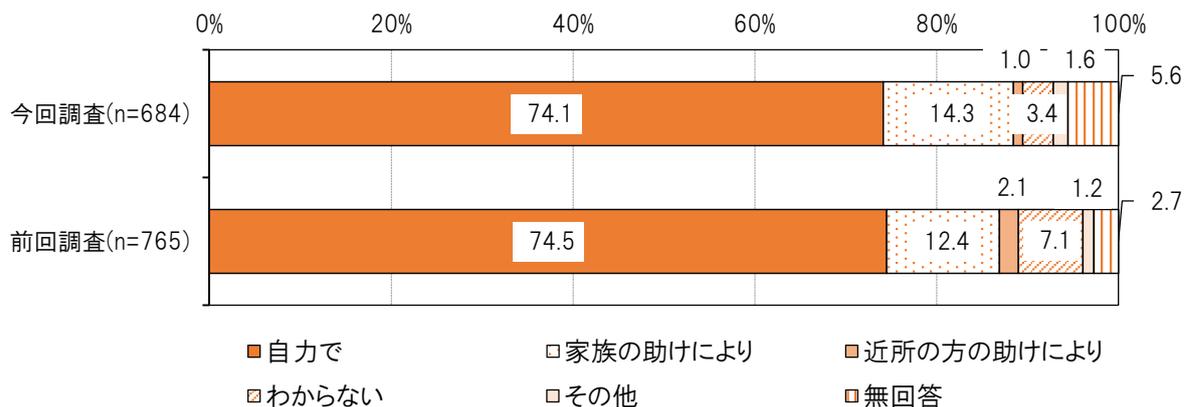
■避難所の場所を知っているかについて



問 あなたは避難しなければならない時、避難場所までどのようにしていきますか。(ひとつだけに○)

避難場所までの行き方は、「自力で」と「家族の助けにより」を合わせて88.4%となっており、前回調査より1.5ポイント多くなっています。

■避難場所までの行き方について

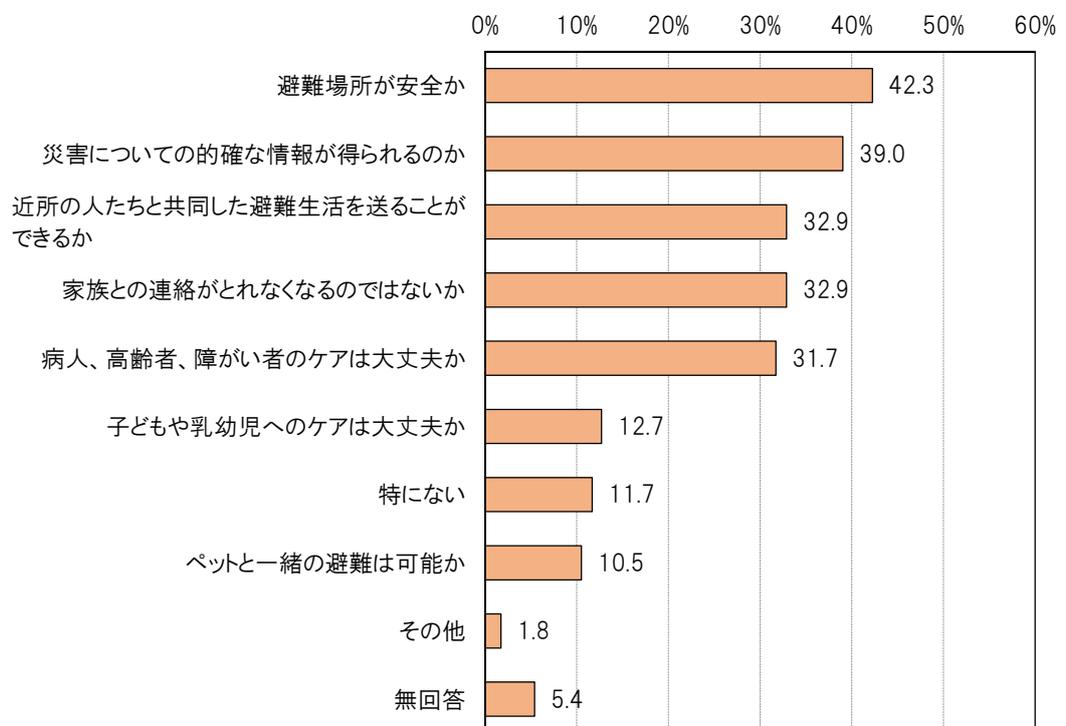


問 あなたは、避難所へ避難するにあたって心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

避難所へ避難するにあたって心配なことは、「避難場所が安全か」が最も多く 42.3%、次いで「災害についての的確な情報が得られるのか」が 39.0%、「近所の人たちと共同した避難生活を送ることができるか」、「家族との連絡が取れなくなるのではないか」が 32.9%などとなっています。

■避難所へ避難するにあたって心配なことについて

n=684

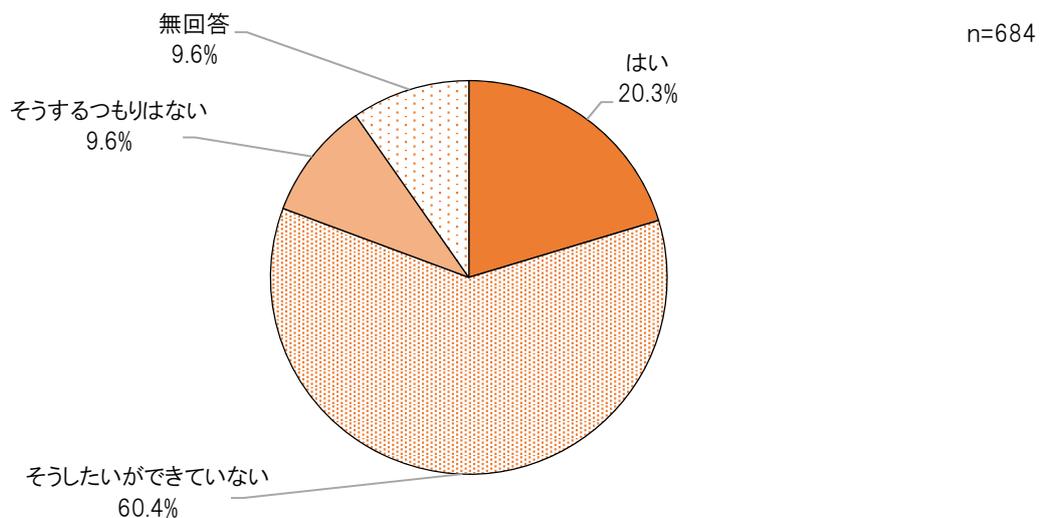


問 防災に対する日頃からの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、お答えください。(それぞれひとつだけに○)

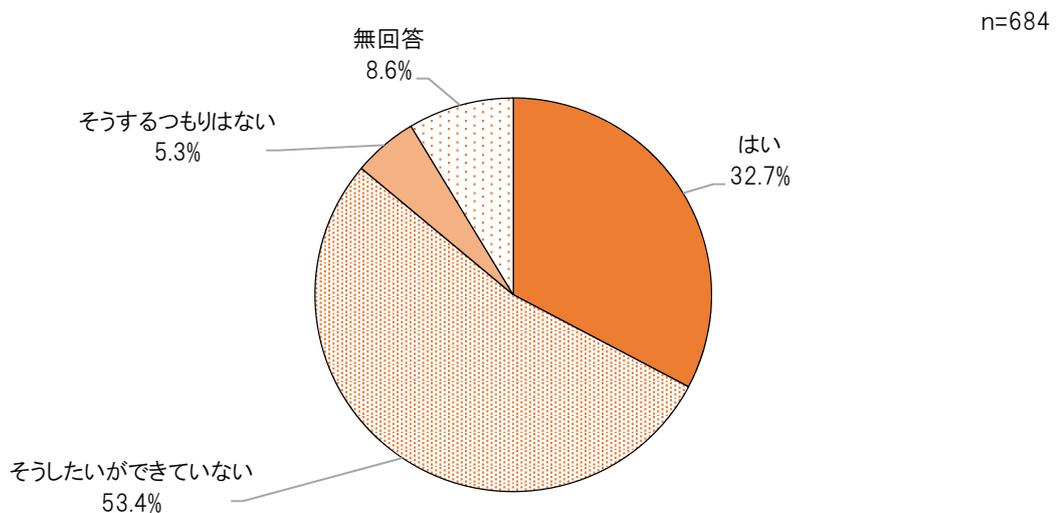
日頃から防災訓練に参加しているかについては、「はい」が 20.3%、「そうしたいができていない」が 60.4%、「そうするつもりはない」が 9.6%となっています。

また、緊急時に要援護者の避難などに手助けができるかについて、「はい」が 32.7%、「そうしたいができていない」が 53.4%、「そうするつもりはない」が 5.3%となっています。

■日ごろから地域の防災訓練に参加しているかについて



■災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある方などの要援護者の避難などに手助けができるかについて

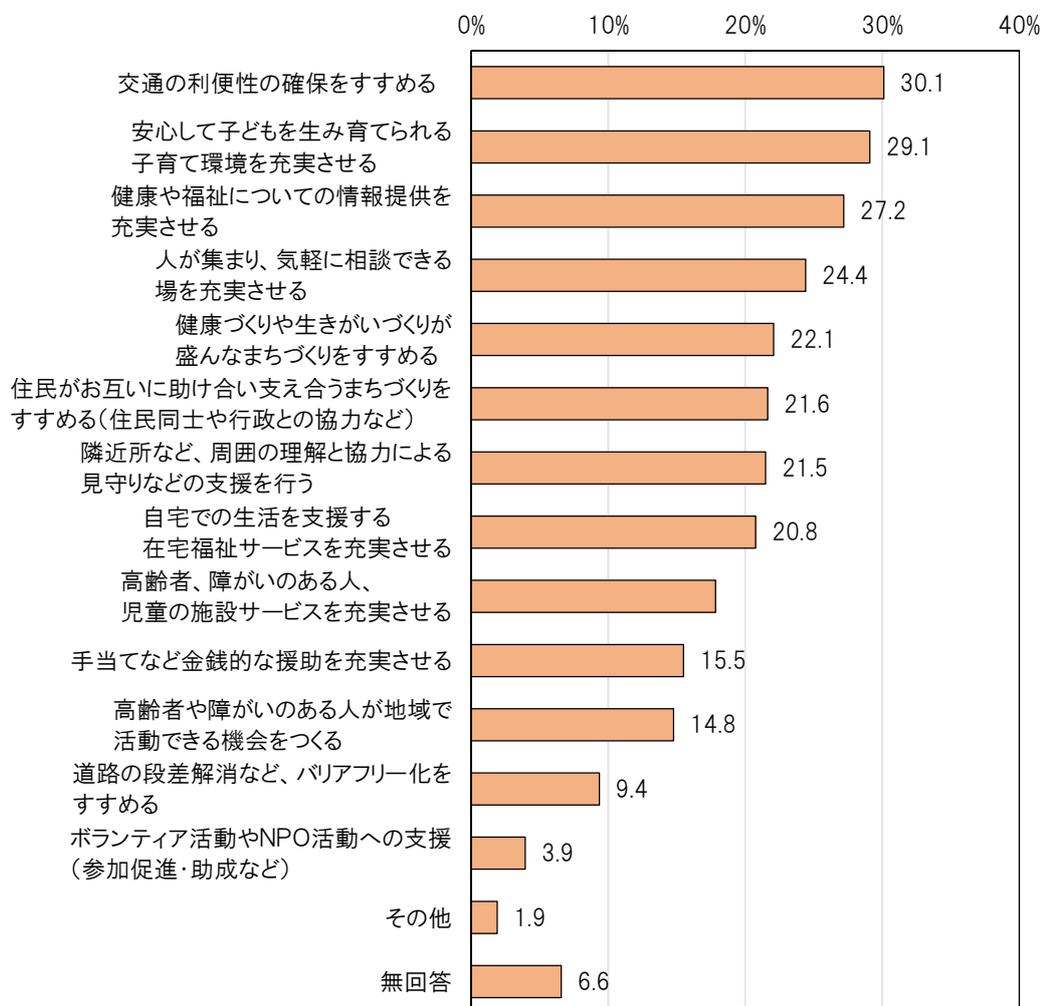


問 桜川市の保健福祉政策をより充実していくために、あなたが重要だと考える取り組みはどれですか。(3つまで○)

桜川市の保健福祉政策をより充実していくために重要だと思う取り組みは、「交通の利便性の確保を進める」が最も多く 30.1%、次いで「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が 29.1%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が 27.2%などとなっています。

■桜川市の保健福祉政策をより充実していくために重要だと考える取り組みについて

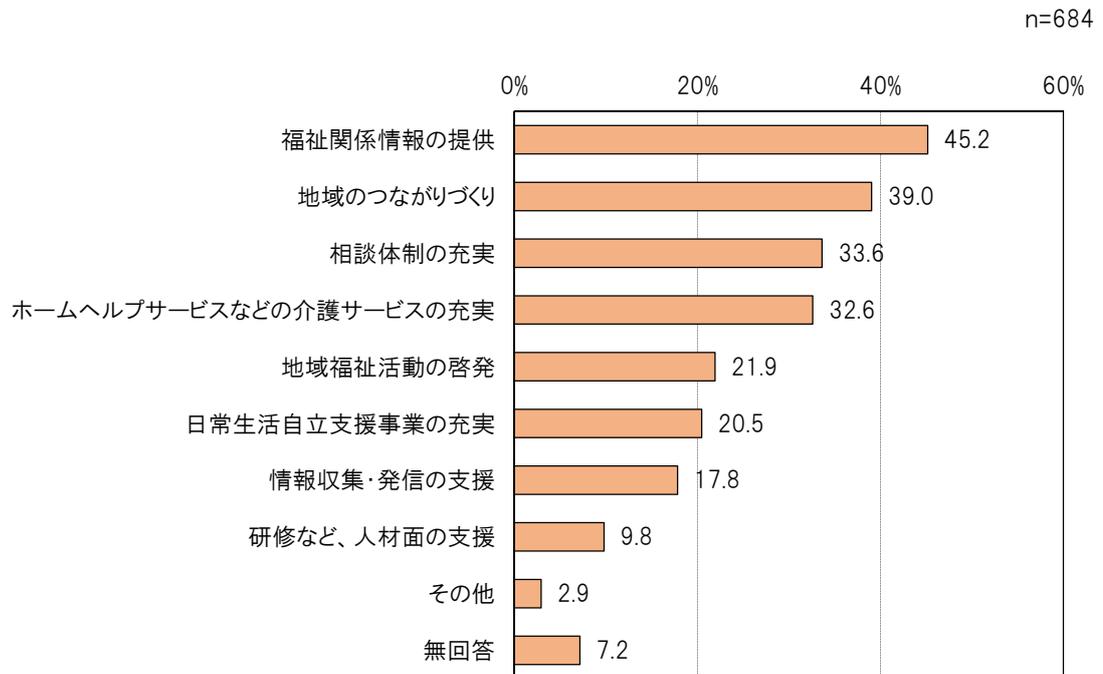
n=684



問 「桜川市社会福祉協議会」に期待することはどんなことですか。(3つまで○)

桜川市社会福祉協議会に期待することは、「福祉関係情報の提供」が最も多く 45.2%、次いで「地域のつながりづくり」が 39.0%、「相談体制の充実」が 33.6%などとなっています。

■「桜川市社会福祉協議会」に期待することについて



アンケート調査結果のまとめ

(1)福祉への関心について

福祉への関心について、『関心がある人(「とても関心がある」+「どちらかと言えば関心がある」)』の割合は、80.1%となっています。

年齢別では、40代以上では福祉に関心のある人は概ね8割を超えていますが、18～29歳及び30代では約6割となっており、比較的低くなっています。

若い世代における、心のバリアフリーなど、福祉への理解の促進が重要と考えられます。

(2)福祉に関する情報の入手について

福祉に関する情報の入手先は、「広報紙(広報さくらがわ等)」、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が約5割と高くなっています。18～29歳、30代では「家族・親戚」の割合が最も高くなっています。若い世代においては、家族内において、福祉の話題を話すことが福祉に関する情報入手に有効であると考えられます。

必要な情報を必要な人へ届ける仕組みづくりが重要であると考えられます。

(3)福祉に関する相談や情報収集の窓口の認知度について

福祉に関する相談や情報収集の窓口(機関)の活動内容の認知度(活動内容を知っている割合)では、社会福祉協議会が29.8%、地区の民生委員・児童委員が27.9%、地域子育て支援センターが18.6%、地域包括支援センターやボランティアセンターは1割程度となっています。

福祉に関する情報や知識がある程度あると考えている方でも、福祉の相談窓口(機関)の活動内容まで知っている方は少ない状況となっています。

また、日常生活における不安や悩みについて、「どこに相談したらいいかわからない」が4.5%、「相談する人がいない」が3.7%あります。

福祉関係機関の活動内容を周知するとともに、相談や情報収集の場として活用を促進する必要があると考えられます。

(4)ご近所同士の「つながり」について

近所の方との付き合いの程度では、「会えば親しく話をする人がいる」が42.5%で最も高くなっています。年齢別では、18～29歳、30代、40代において「あいさつ程度の

関係の人がほとんど」より浅い付き合いの程度の方の割合が 5 割を超えており、若い世代ほど近所づきあいの程度が浅くなっています。

近所づきあいが浅い理由では、「近所づきあいをする機会がないから」が約 5 割で最も高く、若い世代に対する近所づきあいの機会の創出が重要と考えられます。

(5)ご近所同士の「支え合い」について

「地域で困っている人がいたら助けようと思うか」については、『思う人(「積極的に助けようと思う」+「助けようと思う」)』は約 7 割で、手助けできることとしては、「安否確認の声かけ」が 74.0%、「話し相手」が 45.3%、「緊急時の通報や看病」が 31.3%などとなっています。

一方、『助けようと思わない理由』では、「仕事や家事などで忙しく時間がないから」が 28.6%、「できないから」が 23.3%などとなっています。

気にかけて関係や、助け合いの気持ちを醸成していくことが重要だと考えられます。

(6)地域での助け合い・支え合い活動やボランティア活動について

地域での助け合い・支え合い活動やボランティア活動をしていない理由では、「きっかけがない」が 34.5%で最も高く、次いで「時間がない」が 34.0%、「体調がすぐれない」が 21.7%、「一緒に活動する仲間がない」が 17.6%などとなっています。

地域での助け合い・支え合い活動やボランティア活動を活発にするために重要なこととしては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっと PR する」が 36.8%で最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 30.3%、「ボランティアリーダーや福祉活動にかかわる人を育成する」が 24.7%となっています。

福祉活動の意義や活動団体の情報などを知ることをきっかけに、地域における活動への参加者が増加することが期待されます。福祉活動の情報を届けるとともに、ボランティアリーダーなどの人材育成が必要と考えられます。

(7)防災について

お住いの地区の避難場所について、「知っている」割合は、82.6%であり、前回調査より 17.1 ポイント増加しています。避難場所までの行き方は、「自力」または、「家族の助けにより」で約 9 割を占めますが、「近所の方の助けにより」が 1.0%、「わからない」が 3.4%あります。

日頃から防災訓練に参加している人は約 2 割となっており、災害などの緊急時に要援護者の避難などに手助けできる人は、約 3 割となっています。

近所の方の助けが必要な方が、どこにいるのか、また、災害などの緊急時に避難の手助けができる人はどこにいるのかなどについても、日頃からの防災訓練等において確認しておくことが重要と考えられます。

また、避難するにあたって心配なことでは、「避難場所が安全か」が 42.3%で最も高く、次いで「災害についての的確な情報が得られるのか」が 39.0%などとなっています。

避難場所や災害に関する情報をどのように入手できるかなどについて、日頃から情報発信を行い、住民に周知することが重要と考えられます。

(8) 今後の保健福祉施策等について

今後重要だと考える市の保健福祉施策では、「交通の利便性を確保する」が 30.1%と最も高く、次いで「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が 29.1%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が 27.2%などとなっています。

また、社会福祉協議会に期待することでは、「福祉関係情報の提供」が 45.2%と最も高く、次いで「地域のつながりづくり」が 39.0%、「相談体制の充実」が 33.6%などとなっています。

また、自由意見からは、高齢者や子どもに関連する意見が多く見られます。病院や通学路、道路の整備、空き家対策に関する意見が多く見られます。

他の計画等と連携して対応していく必要があると考えられます。

9. 計画の進捗状況

第3次計画策定にあたり、計画の進捗状況について、実施事業を【A: 概ね計画通り B: 計画通りに進まなかった C: 廃止した】として評価を行いました。また、各基本目標には目標指標を設定しており、アンケート調査結果より目標指標の進捗状況を確認しました。

■ 基本目標1 だれもが市民活動に参加できる共生のまち

基本目標1に対しては、関連する34の事業に対する評価を行い、5つの事業がB評価となりました。第3次計画の推進において、さらなる対応を実施します。

事業名	内容	B評価の理由
避難行動要支援者台帳整備事業	高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者に対する災害時の安否確認や、避難誘導のための台帳整備を行う。	名簿の整理を進めるとともに、名簿の利用方法等について協議が必要な状況である。
ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の活動を支援する。	相談があっても、利用に至らないケースや、相談内容に合う会員が見つからないため利用出来ないケースがある。
コミュニティースクール事業	地域教育力の育成として、三世代交流事業や社会奉仕体験事業などを通し、子どもを地域で守りながら、助け合い支え合う心を育む。	実施地域が限定されているので改善が必要である。
高齢者学級事業	高齢者が生きがいをもった豊かな生活を送るための一助として、学習会を開催する。	実施地域が限定されているので改善が必要である。
放課後こども教室	様々な交流、学習体験活動などを通し、子どもたちの社会性、自主性、創造性などを育み、豊かな人間形成を目指すための事業を推進する。	他事業で市内全域を対象として実施しているが、放課後こども教室としては実施していない。

【基本目標1 指標の進捗状況】

指 標		平成28年度 実績値	令和3年度 実績値	目標値
①	あなたは「福祉」に関心をおもちですか。 (とても関心がある+どちらかといえば関心がある) 割合	87.8%	80.1%	90.0%
②	地域で助けあって生活している地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う)割合	49.7%	57.0%	60.0%

■ 基本目標2 必要な支援が受けられる安心なまち

基本目標2に対しては、関連する33の事業に対する評価を行い、3つの事業(うち1つは基本目標1における事業の再掲)がB評価となりました。第3次計画の推進において、さらなる対応を実施します。

事業名	内容	B評価の理由
介護予防普及啓発支援事業	高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、日常生活を維持させるための情報を、広報紙などで周知する。また、シルバーリハビリ体操指導士会などの協力を得ながら、介護予防普及啓発活動を行う。	シルバーリハビリ体操3級指導士養成講座を市内で開催しているが、講師である1級指導士の不足や会員数の伸び悩みがみられる。
ファミリーサポートセンター事業(再掲)	地域において、育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の活動を支援する。	相談があっても、利用に至らないケースや、相談内容に合う会員が見つからないため利用出来ないケースがある。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なため、後見等開始の審判が必要でありながら、親族による審判請求又は申し立てが期待できない人に対し、市が審判請求を行う。また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人については、その経費の全部又は一部を扶助する。	市が審判請求を行い、助成の対象になる人がいなかった。国の動向を踏まえ、助成要件の見直しが必要である。

【基本目標2 指標の進捗状況】

指 標		平成28年度 実績値	令和3年度 実績値	目標値
①	高齢者にとって住みやすい地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う)割合	38.3%	43.3%	50.0%
②	障がいのある人にとって住みやすい地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う)割合	18.5%	20.4%	30.0%
③	子育てしやすい地区である。 (そう思う+どちらかといえばそう思う)割合	42.1%	40.4%	50.0%

■ 基本目標3 地域福祉の意識を育むやさしいまち

基本目標3に対しては、関連する13の事業に対する評価を行い、1つの事業が B 評価となりました。基本目標1における事業の再掲となります。

事業名	内容	B 評価の理由
避難行動要支援者台帳整備事業(再掲)	高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者に対する災害時の安否確認や、避難誘導のための台帳整備を行う。	名簿の整理を進めるとともに、名簿の利用方法等について協議が必要な状況である。

【基本目標3 指標の進捗状況】

指 標		平成28年度 実績値	令和3年度 実績値	目標値
①	あなたは、お住いの地区の避難場所をご存知ですか。(はいと回答した割合)	65.5%	82.6%	90.0%

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

力を合わせ 支え合うまち 桜川

桜川市においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となって様々な問題が発生しています。

今後、高齢化や少子化がさらに進展し、公的な福祉サービスだけでは対応できない問題が増加していくことを踏まえると、地域住民同士がつながりをもち、共に支え合い、助け合うまちづくりを進めていかなければなりません。

このことは、日常生活だけではなく、災害に対して備えたり、災害が発生した場合でも同様です。

このような状況の中、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会を構成するすべての人々が互いに支え合いながら、ともに課題を解決していく共生社会づくりが求められています。また、多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、自助・互助・共助・公助の連携によってすべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりが必要です。

本計画では、地域において人と人との「支え合い」を構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、住民参加のもと子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で共生できるまちづくりを目指します。

2. 基本目標

■ 基本目標1 地域活動に参加できるまちづくり

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが主体となって積極的に地域の人とふれあい、活動に参加し、手を携えて協力しあうことが必要です。「支え合い」「助け合い」を基本に、地域の連帯意識が高まるような体制づくりに取り組みます。

■ 基本目標2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

地域における福祉サービスの適切な利用を促進するため、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備や、福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関の連携を進めます。

また、支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立に向けて、社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備を進めます。

■ 基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

市民一人ひとりがお互いを認め合い、立場や背景を超えてつながることにより、様々な困難を抱えた場合も社会から孤立せず、安心して暮らせる地域づくりを進めます。

一人ひとりが、生涯にわたって安心して暮らせるよう、地域の中で自立し、その人らしく暮らせるように、保健・医療・福祉の専門職員をはじめ、市民全員と社会資源とが一体となって支援しあうネットワークの構築を進めます。

また、利用者の権利擁護に向けては、成年後見制度、日常生活自立支援事業など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備を進めます。

3. 計画の体系

基本理念

力を合わせ

支え合うまち

桜川

基本目標1 地域の活動に参加できるまちづくり

基本施策1

地域の活動への主体的な参加の促進

- 1 情報提供の充実
- 2 地域活動の活発化
- 3 人材の育成

基本施策2

地域での住民同士の交流の促進

- 1 生きがいや健康づくりを通じた交流の促進
- 2 様々な世代との交流の促進
- 3 ささえあいの場の充実

基本目標2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

基本施策3

相談体制の充実

- 1 相談体制の充実

基本施策4

福祉サービスの充実

- 1 福祉サービスの充実
- 2 多機関連携の推進

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

基本施策5

地域安全活動の推進

- 1 見守り活動の推進
- 2 防犯活動の推進
- 3 防災活動の推進

基本施策6

権利擁護、自立支援、バリアフリーの推進

- 1 権利擁護の推進
- 2 自立支援の推進
- 3 バリアフリーの推進

4. 計画推進の担い手

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、市民の皆さまの主体的な取り組みが不可欠です。お互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことで、本計画を推進してまいります。

●市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、それぞれの役割を理解したうえで、「自分でできること」を考え、地域社会を構成している一員であるという自覚を持つことが必要です。また、福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を地域全体に広げいくことにより、市民全体の「支え合い」「助け合い」の意識が高まり、地域のコミュニティ活性化に繋がります。

●地域の役割

自治会をはじめとする地域団体は、身近な声かけやあいさつなど、日常的な活動をはじめ、多くの人に地域活動への参加を呼びかけるなど、地域の連帯意識の高揚に努め、地域全体で見守り活動を行いましょう。また、地域での困りごとを、地域で解決してきた知識と経験を活かして、課題を解決していくための方策を話しあい、関係機関に繋がたり、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

●福祉サービス等事業者の役割

福祉サービス等提供事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護に努めるとともに、事業内容やサービス内容に関する情報提供、周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

●市の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民・地域・事業者等、また、社協などの関係機関や団体などと相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

●市社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。本計画は市民・地域・事業者等の理解と協力がなければ推進できないため、市と連携しながら計画の推進役を担い、地域や事業者等に周知を図りながら取り組みを進めます。

5. 圏域と活動主体

地域福祉の推進は、様々な担い手がそれぞれの圏域を基礎に活動を実施します。高齢者、障がい者、子育て世代など、支援を必要とする人に対して、地域で活動する人や団体、公的サービスなどが相互に連携・補完しながら、地域福祉推進を図ります。

圏域	区分	高齢者	障がい者	子育て世帯	その他
市全体	協議体・活動体	教育委員会、社会福祉協議会、生活支援体制整備事業第1層協議体、区長会、高齢者見守りネットワーク、ボランティア連絡会、青少年育成桜川市民会議、消防団など			
		高齢者クラブ連合会 地域ケア会議	地域自立支援協議会 身体障害者福祉協会 心身障害児(者)福祉協会 聴覚障害者福祉協会	要保護児童対策地域協議会 訪問型家庭教育支援推進協議会	
	相談・協働の場	ボランティアセンター(社会福祉協議会)、ファミリーサポートセンター			
		地域包括支援センター (高齢福祉課)	基幹相談支援センター (社会福祉課に設置予定)	子ども家庭総合支援拠点 (児童福祉課)	生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)
		シルバー人材センター	地域生活支援拠点	子育て世代包括支援センター (健康増進課)	ひきこもり支援推進事業 (市関係機関)
日常生活圏域(旧3町)	協議体・活動体	生活支援体制整備事業第2層協議体(さくらいふ)、地区防災組織、青少年育成桜川市民会議支部、保護司など			
	相談・協働の場	在宅介護支援センター (地域包括のランチ)	障がい者支援施設	地域子育て支援拠点	
		介護サービス事業所		認定こども園・保育園	
				学童保育	
		子育てサロン・サークル			
		高校生会			
住民に身近な圏域(行政区120地区)	協議体・活動体	区の役員、区の班、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、PTA など			
		高齢者クラブ			
	相談・協働の場	ボランティア団体			
			身体障害者就労支援相談員	子ども会	防犯連絡員
			知的障害者相談員	こども110番の家	防災安全士(予定)
		子どもの登下校の見守り			

第4章 施策の展開

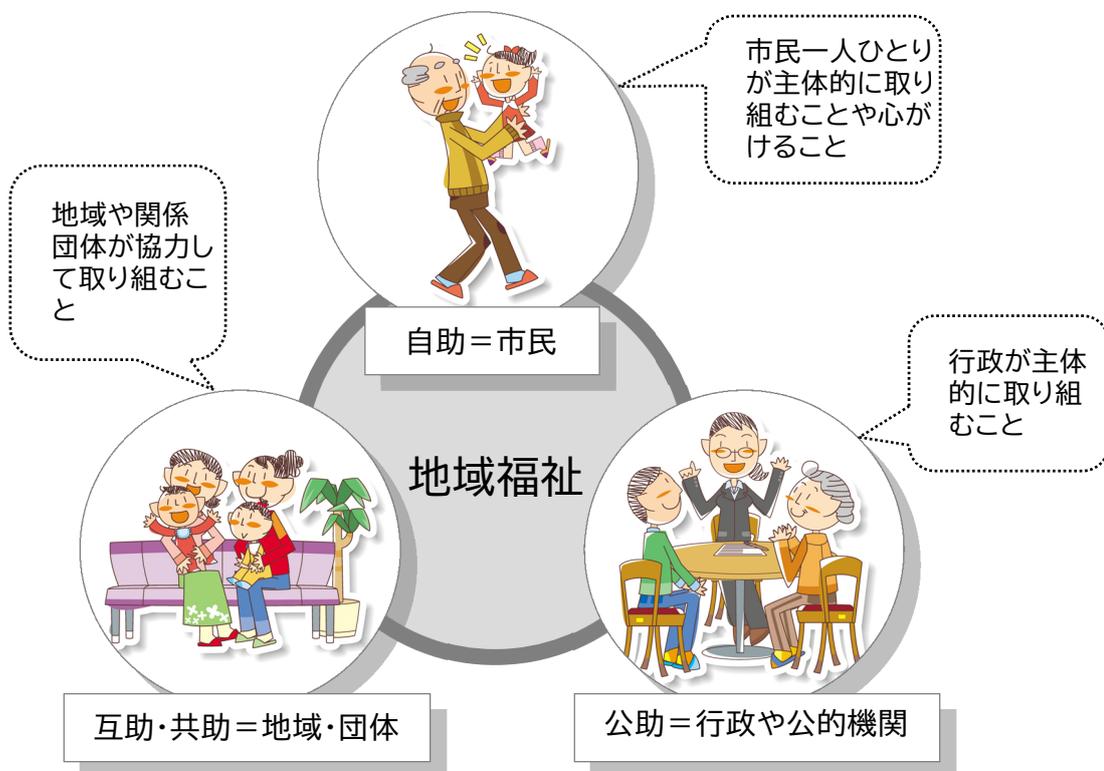
■ 施策の見方について

本計画は、地域福祉の推進に最も関わりのある地域住民自らが、地域福祉の「担い手」として参画するところが大きな特徴です。

今後の地域福祉の推進にあたっては、住民自身の努力による「自助」、地域住民・事業者・ボランティア・NPO法人など地域全体で取り組む「互助・共助」、行政や公的機関が主体的に取り組む「公助」という役割分担の浸透と、協働による地域福祉活動の実践が重要となります。

このため、本計画では施策ごとに、市の役割だけではなく、「市民(自助)」や「地域・団体(互助・共助)」に期待される役割についても併せて記載しています。

自助、互助・共助、公助、それぞれの役割分担を明確化し、互いに協力し合いながら、地域福祉の推進を図ります。



■基本目標1 地域の活動に参加できるまちづくり

基本目標1「地域の活動に参加できるまちづくり」に対しては、4つの具体的目標を設定し、それぞれ指標による進捗管理を行います。

【目標と指標】

具体的目標		指標	指標の目標 (方向性)	実績値
①	福祉への関心を高める	「福祉」に関心のある人の割合	90%	80.1% (令和3年度)
②	地域での助け合いを活発化する	地域で助け合っている地区であると思う人の割合	60%	57.0% (令和3年度)
③	住民主体のサービスの担い手の活躍の場を拡充する	生活支援体制整備事業活動数(延回/年)	↗	39回/年 (令和2年度)
④	多世代交流に向けた桜川市版コミュニティスクール事業を拡充する	コミュニティスクール事業実施小学校数(校) (※義務教育学校を含む)	↗	4/10校 (令和元年度)

基本施策1 地域の活動への主体的な参加の促進

現状と課題

地域の中では、行政・社会福祉法人・ボランティア・各種団体など、様々な主体による福祉活動が行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

市民の誰もが、役割をもって地域での活動に参加できる体制づくりを推進するため、情報発信の充実や、さらなる活動の活性化、人材育成などを推進し、地域の活動への主体的な参加を促進していく必要があります。

(1)情報提供の充実

『広報さくらがわ』や市ホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板などを最大限活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図りつつ、身近な所で色々な人が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを行い、市や市社協の相談窓口につながる情報提供体制の充実を図ります。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	<p>◎広報紙やパンフレットなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板などを活用して、情報のネットワーク化に努めましょう。</p> <p>◎民生委員・児童委員のみならず、市民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握など、地域における情報の収集に努めましょう。</p>
地域・団体 (互助・共助)	<p>◎事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や市社協などの相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担いましょう。</p>

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
ホームページ運用事業	市の行政に関する情報をホームページに掲載し、市民に等しく情報提供を行っていきます。	秘書広報課
『広報さくらがわ』発行事業	市内の出来事をはじめ、行政に関する情報を住民に対し正確に伝えるとともに、行政への理解を深めてもらえるよう努めます。	秘書広報課
行政文書送達業務	広報紙をはじめ、市の福祉行政に関する情報を、各区長を通じ全戸に配布します。	総務課

(2)地域活動の活発化

行政区や身近な地域においては、区の行事や高齢者クラブ、ボランティア活動など、地域を元気にする活動や支え合いに関する活動の活発化が重要です。また地域を支える各種団体の取組の活性化が必要となります。これら地域における活動に対して、助成や連携を通じた支援を行います。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎地域に関心を持ち、地域での「支え合い」「助け合い」の活動に積極的に参加しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎地域の活動に関する情報収集や活動に関する助成を活用しながら、ボランティアや地域の活動を実施しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
区長会運営事業	地域発展のため、行政とのパイプ役として活動する区長を支援します。	総務課
高齢者クラブ助成事業	高齢者クラブが行う、生きがいや健康づくりのための活動や社会奉仕活動などの地域活動を支援します。	高齢福祉課
区体力づくり推進助成事業	体力づくりを通して、地域の三世代交流を図る事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行います。	スポーツ振興課
保護司会・人権擁護委員協議会・更生保護女性会活動助成事業	人権尊重のまちづくりを目指し、社会を明るくする運動や小中学校での人権教室・子育てサロンなどの地域での人権尊重思想活動を支援します。	市民課
社会福祉協議会補助事業(法人運営)	公共性の高い地域福祉活動を行っている市社協に対し、助成します。	社会福祉課
青少年育成桜川市民会議運営事業	青少年の健全育成に関する行政施策などの整備促進のため、意見聴取・協力など、必要な事業を行います。	生涯学習課

(3)人材の育成

地域での活動を推進する新たな人材を育成するために、若年層や勤労者層、子どもなどが活動に参加しやすくなるような取り組みを進めることが必要です。

特に、団塊の世代や高齢者などの参画について工夫していきます。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎ボランティア活動等に積極的に参加しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎各年齢層の人々や、様々な職種の人がそれぞれの得意分野を生かし、ボランティア活動等に参加できる場を提供しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
ボランティア育成事業	まちづくりに関心をもつ人材の発掘や育成に取り組み、市民協働のまちづくりを実現するため、地域のボランティア団体をはじめとした各種団体を支援していきます。	生活環境課
人材育成福祉体験事業	市内の小・中・高校生を対象に、ボランティア活動の体験を通じて人材育成を行います。	社会福祉課 (市社協委託)
奉仕員(手話)養成研修事業	意思疎通を図ることに困難な障がいのある人が、自立した生活を営むことができることや、様々な人との交流活動の促進を目的とし、手話奉仕員の養成および研修を行います。	社会福祉課 (市社協委託)
認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症の基本的な知識」や「認知症の人への対応の仕方」などを学んでいただくことで、職場や地域で認知症の人やその家族を見守る「応援者」を養成していきます。	高齢福祉課
認知症ステップアップ講座	認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座を開催します。また、認知症の人が出来る限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み(チームオレンジ)を整備します。	高齢福祉課

基本施策2 地域での住民同士の交流の促進

現状と課題

アンケート調査では、近所づきあいの程度について、3人にひとり「あいさつ程度」より浅い関係となっています。また、近所づきあいをほとんどしない理由としては、「近所づきあいをする機会がないから」が約半数を占めています。

地域での住民同士の交流を促進することは、「力を合わせ、支え合うまち」の最も大切な要素であり、生きがいづくりや健康づくり、世代間交流など、様々な機会を創出し、住民同士の交流を促進していく必要があります。

(1) 生きがいや健康づくりを通じた交流の促進

趣味や教養、介護予防などの生きがいや健康づくりの機会を創出するとともに、参加者同士の交流の促進を図ります。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ◎生きがいを持ちましょう。 ◎健康づくりを行いましょ。 ◎生きがいや健康づくりに関する情報を収集しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ◎回覧板等を通じ、地域の活動を情報発信しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
高齢者学級事業	高齢者が生きがいをもった豊かな生活を送るための一助として、学習会を開催します。	生涯学習課
公民館講座事業	地域住民の学習、交流の場としての実践活動を積極的に支援し、受講生一人ひとりが健康で楽しく、しかも生きがいをもった人生を送る拠点として、公民館活動の充実を図ります。	生涯学習課

施策名	内容	担当課
市民文化祭事業	市の文化振興はもとより、市民が交流を深め、心豊かで潤いのある生活ができるよう、日ごろの芸術創作活動の成果を発表、展示する場を提供します。	生涯学習課
生きいきサロン事業	公民館や集会場を利用し、ボランティア(シルバーリハビリ体操指導士・看護師)などの協力を得ながら、健康体操やレクリエーション、健康相談などを実施します。	高齢福祉課 (市社協委託)
生きがいと健康づくり事業	趣味講座・教養講座・交流会などを実施し、高齢者の生きがいづくりを推進します。また、高齢者の筋力アップや認知症予防、口腔機能向上・栄養改善を目的とした教室を開催し高齢者の健康づくりを支援します。	高齢福祉課 (市社協委託)

(2)様々な世代との交流の促進

様々な世代との交流は、お互いの思いや経験、文化などを伝えることができる大切な機会となります。また、地域において活動する団体の持続、拡大にも若い世代との交流が重要となります。様々な世代における交流を進め、地域のつながりを強化します。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎様々な世代と交流しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎若い世代との交流を通じ、地域福祉の担い手を発掘・育成しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
放課後こども教室	様々な交流、学習体験活動などを通し、子どもたちの社会性、自主性、創造性などを育み、豊かな人間形成を目指すための事業を推進します。	生涯学習課
コミュニティースクール事業	地域教育力の育成として三世代交流事業や社会奉仕体験事業などを通し、子どもを地域で守りながら「支え合い」「助け合い」の心を育んでいきます。	生涯学習課

(3) ささえあいの場の充実

介護、子育て、障がいなどの生活を行う上での困りごとを、ひとりですべて解決することはできません。同じような境遇にある人同士の集まりや、学習会に参加し、お互いに支え合うことが生活の励みになります。ささえあいの場や機会を増やし、交流を促進します。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎同じような境遇の人々と交流しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎住民主体の交流の場を提供しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	お子さんと保護者の交流の場として、また子育てについて悩みのある人、情報交換をしたい人、子どもと遊べる場所をお探しの人などにむけて、子育て支援センターを開設します。	児童福祉課 (市社協委託)
家庭教育学級事業	子育てやしつけなど、家庭教育について見つめ直し、保護者などによる情報交換、課題解決の場としての学習機会を提供します。	生涯学習課
家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族又は近隣の援助者等の様々なニーズに対し、介護者相互の交流や情報交換の場を提供することにより、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ります。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターの配置や、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。	高齢福祉課 (一部市社協委託)
認知症カフェ事業	認知症カフェを月に 1 回開催し、認知症に関する相談受付、認知症の人とその家族の交流を図っています。	高齢福祉課

■基本目標2 適切な福祉サービスを利用できるまちづくり

基本目標2「適切な福祉サービスを利用できるまちづくり」に対しては、6つの具体的目標を設定し、それぞれ指標による進捗管理を行います。

【目標と指標】

具体的目標		指標	指標の目標 (方向性)	実績値
①	高齢者にとって住みやすいまちづくり	高齢者にとって住みやすい地区であると思う人の割合	50%	43.3% (令和3年度)
②	障がいのある人にとって住みやすいまちづくり	障がいのある人にとって住みやすい地区であると思う人の割合	30%	20.4% (令和3年度)
③	子育てしやすいまちづくり	子育てしやすい地区であると思う人の割合	50%	40.4% (令和3年度)
④	引きこもりの相談支援について支援体制を確立する	引きこもり相談窓口の市民への発信状況	↗	—
⑤	児童虐待の相談支援について、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な支援を確立する	要保護・要支援児童等の情報共有延べ回数	↗	—
⑥	ICTによる情報共有システムを活用した医療と介護の連携の推進	情報共有システム新規登録患者数	↗	—

基本施策3 相談体制の充実

現状と課題

適切な福祉サービスの利用を促進するためには、福祉サービスに関する必要な情報を必要な人に届ける必要があります。広報紙や市のホームページによる情報提供に加え、相談窓口の周知を行い、相談窓口においての各種サービスの案内を充実させることが重要です。

総合的な相談窓口によるワンストップな対応や、窓口職員の支援スキルの向上が求められており、利用者にとって、利用しやすい相談体制を構築していく必要があります。

(1)相談体制の充実

少子高齢化、核家族化などを背景として、ひきこもり、8050 問題、ヤングケアラー、老々介護、認知症の増加など、地域を取り巻く福祉課題が多様化、複雑化しています。

身近に相談できる体制やワンストップでの相談体制の構築を進め、困りごとへの対応を充実させるとともに、適切な福祉サービスへとつなげます。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎困ったときは気軽に相談しましょう。 ◎地域の中で気軽に相談できる人や場所を見つけましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員活動を実施しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
健康相談事業	保健師・管理栄養士がこころや身体の健康に関する個別の相談に応じ、適切な支援を行います。	健康推進課
乳幼児育児相談事業	4～6 か月児の育児相談をはじめとした子育て支援相談を実施し、保護者の抱える悩みや育児不安の軽減に努めます。	健康推進課
こころの健康相談事業	医師がこころの健康に関する個別相談に応じ、適切な助言を行います。	健康推進課

施策名	内容	担当課
療育相談事業(ことば・発達相談)	臨床心理士等が、乳幼児の健康・発達に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。また、発達やことばの習得を心配されている人を対象に、集団・個別で遊びを通してお子さんの成長を促す教室を開催しています。	健康推進課
5歳児健康相談	5歳児を対象に、成長・発達の確認や相談を実施し、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるよう関係機関等と連携して支援を行います。	健康推進課
母子訪問事業	育児不安が軽減できるよう、保健師又は看護師が家庭を訪問し、相談・指導を実施します。	健康推進課
訪問型家庭教育支援事業	子育て・家庭教育に不安や悩みを感じている保護者・家庭のもとに、訪問型家庭教育支援員が訪問し、相談や情報提供を行います。	生涯学習課
子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期(胎児期)から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じます。	児童福祉課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育ての不安感、負担感などの緩和・解消につなげます。また、子どもの健やかな成長を促進し、併せて地域全体で子育てを支援する基盤を整えていきます。	児童福祉課 (市社協委託)
子育て世代包括支援センター事業	妊産婦や保護者への情報提供・助言、支援プランの策定等を通じた継続的な状況把握により、切れ目のない支援を行います。	健康推進課
障がいの福祉サービスの利用に係る相談および給付事業	「障がい福祉サービス」の利用に対する相談・給付を通じ、障がいのある人およびその家庭の負担軽減を図るとともに、安定した生活、また自立に対する支援を行います。	社会福祉課

施策名	内容	担当課
障害者等相談支援事業	障がい福祉サービスに係る情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。	社会福祉課
障害者相談員事業	「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」に基づき、相談員を配置しています。今後とも気軽に相談できる体制を整えていきます。	社会福祉課
医療費助成事業	小児・ひとり親・重度心身障がい者・妊産婦に対し、保険給付の一部負担金の助成を行います。	国保年金課
総合相談事業	高齢者や高齢者を抱える家族、関係機関などからの様々な相談を受け付け、どのような支援が必要かを検討し、サービスや制度の情報提供を行うなど、問題の解決につなげます。	高齢福祉課
在宅介護支援センター事業	在宅の高齢者又はその家族等の福祉の向上を図ることを目的に、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、また、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係組織の連絡調整を行う窓口です。	高齢福祉課 (市内法人委託)
消費者行政事業	多重債務などの消費者問題を抱える市民の相談に応じ、問題解決のための助言、情報提供などを行います。	生活環境課
ひとり親家庭相談およびDV相談事業	ひとり親家庭やDVなどの相談に応じ、生活の安定や自立支援のために必要な情報提供および指導を行います。	児童福祉課
組織横断的な相談体制の充実	ひきこもり、虐待、生活困窮など、多面的な相談支援が必要な課題に対し、組織横断的な対応を充実、強化します。	関係各課

基本施策4 福祉サービスの充実

現状と課題

施設医療・介護から在宅医療・介護への流れの中で、だれもが支援や介護を必要とする状態になっても、安心して生活できる在宅での福祉サービスなどの充実が求められています。サービスを必要とする人の多様なニーズへの対応や、生涯にわたって安心して生活できるようにするため、公的サービスのみならず、NPOやボランティアなどの活動の促進を図る必要があります。

また、地域の中には、介護保険制度や障害者総合支援法などの制度の狭間にいる人たちをはじめ、福祉サービスの対象にならない人たち、何らかの援助を必要とする人たちが存在しており、そうした人たちの抱える課題やニーズを受け止め、対応していく必要があります。

(1)福祉サービスの充実

市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、保健・医療をはじめ、介護や移動手段等に対する生活支援が、利用者のニーズに対応できるよう、利用しやすい福祉サービスの充実と、その体制づくりを目指します。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎『広報さくらがわ』や市ホームページなどの情報に目を通しましょう。 ◎家族で福祉サービスについて話し合しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎ご近所のできる身近な支援を行きましょう。 ◎ボランティア団体・事業者など、それぞれの立場からできる手助けを行きましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
ファミリーサポートセンター事業	地域において、育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、助け合う会員組織の活動を支援していきます。	児童福祉課 (市社協委託)

施策名	内容	担当課
放課後児童対策事業	保護者が安心して仕事に従事できるよう、また、児童が放課後の時間を安全に過ごすことができるよう、「学童クラブ」の運営を充実させていきます。	児童福祉課
障がい者福祉施設の充実	障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、生活の基盤となる居住の場と日中活動の場の整備の推進を図ります。また、安全で安心してサービスを利用できるよう、サービス提供事業者などに対し、サービスの質の維持・向上、苦情解決のための体制整備などを行うための適正な指導を行います。	社会福祉課
身体障害者訪問入浴サービス事業	身体障害者又は身体障害者を介護する家族に対し、身体障害者訪問入浴サービス事業の利用に要する費用の全部又は一部を支給することにより、精神的及び経済的負担の軽減します。	社会福祉課
介護予防普及啓発支援事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するため、講演会・介護予防教室などの開催やパンフレットの作成・配布などを実施します。	高齢福祉課
介護予防・生活支援事業	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活上の援助のためのヘルパーを派遣したり、栄養バランスの取れた食事を配達したりします。	高齢福祉課 (一部市社協委託)
デマンド交通運営事業	市民が、安全安心かつ快適に市内を移動できるよう、デマンドタクシーなどを運営します。	都市整備課
市内巡回ワゴン運営事業	高齢化が進み、運転免許証を返納される人が増える中、買い物など日常生活の移動手段を確保することを目的に令和2年4月から令和5年3月までの3年間を実証実験期間として実施します。導入後は、利用者からの意見を踏まえて改善し、地域への定着を図ります。	都市整備課

(2)多機関連携の推進

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が参画し、分野を超えてつながることが重要です。様々な主体が施策を考え、連携・協働しながら地域福祉を推進します。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎住民、地域、行政等との連携を図りましょう。 ◎市の計画づくりや事業に積極的に参加・参画しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎近隣地区との情報交換など、連携しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
地域自立支援協議会 運営事業	困難事例に対する検討、関係機関や事業所とのネットワークづくりなど、地域のサービス基盤の整備を進めます。また、相談支援専門員を構成員とする「相談支援専門部会」を設置し、職員や相談支援専門員の支援に関するスキルアップを図ります。	社会福祉課
地域ケア会議推進事業	要支援者の課題解決を図り、地域の課題に対しては資源の開発や施策の提言を行います。	高齢福祉課
在宅医療・介護連携 推進事業	情報共有システムを活用し、医療、介護など他部門にわたる情報を患者やサービス利用者ごとに一元的に管理し、適切なサービスの提供につなげます。	高齢福祉課

■基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

基本目標3「安心して暮らせるまちづくり」に対しては、4つの具体的目標を設定し、それぞれ指標による進捗管理を行います。

【目標と指標】

具体的目標		指標	指標の目標 (方向性)	実績値
①	避難所の周知徹底	お住いの地区の避難場所を知っている人の割合	90%	82.6% (令和3年度)
②	自主防災組織を全地区に設置する	自主防災組織設置数	120地区	101/120地区 (令和3年8月末現在)
③	地区防災組織を全地区に設置する	地区防災組織設置数	18地区	10/18地区 (令和3年8月末現在)
④	避難行動要支援者の支援体制の構築	避難行動要支援者台帳が整備できている行政区数	↗	—

基本施策5 地域安全活動の推進

現状と課題

普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、関係が希薄化し地域の状況が把握しにくい時代へと、私たちを取り巻く環境は様変わりしています。

近年、気候変動による大規模な災害の発生や、犯罪の凶悪化、複雑化、高齢者の運転事故、認知症高齢者の増加などを背景として、地域での支え合い、見守りの重要性が高まりつつあります。私たちの日常生活の中で、日ごろからの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく地域力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、「支え合い」「助け合い」の精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

(1)見守り活動の推進

住み慣れた地域で、だれもが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、日ごろからあいさつを交わす顔見知りの関係を築き、地域住民相互の信頼関係のもと、支援を必要とする人の情報の把握などを進め、日常の見守りや声かけなどの体制の充実を図ります。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎あいさつをしましょう。 ◎身近な地域の様子を気にかけてみましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎民生委員・児童委員をはじめとする各種見守り活動を実施しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
民生委員児童委員協議会助成事業	市の福祉施策全般にわたる各種福祉サービスの普及に努め、弱い立場の人に寄り添うなど、地域福祉の重要な役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。	社会福祉課
学校警察連絡協議会運営助成事業	学校・警察および関係諸団体が緊密に連携し、児童・生徒の健全育成を図ることを目的に、長期休業中の対応などの協議、巡視活動、研修会などの事業を行います。また、桜川市こども見守りボランティアを募集し、登下校時の児童生徒の見守りを推進します。	生涯学習課
高齢者見守りネットワーク事業	関係機関・協力事業所が日ごろの活動や仕事のなかで、高齢者の異変に気付いた際に、地域包括支援センターと連携し、対応することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。	高齢福祉課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者宅に緊急通報装置を設置することで、緊急時に速やかに筑西広域消防本部の救援を受けられるようにします。	高齢福祉課
交通安全指導事業	小中学校や幼稚園、こども園などで交通安全教室の開催や自転車点検の指導を行います。	生活環境課

(2)防犯活動の推進

高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「ひったくり」などの犯罪が増加していることから、被害者とならないようにするための啓発活動および地域防犯活動を推進します。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎近所の世帯に異変を感じたら、関係機関へ相談・連絡・通報しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎地域単位で防犯活動に取り組みましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
防犯施設整備事業	地域の安全安心のために防犯灯や防犯カメラを設置し、防犯活動を推進します。	生活環境課
桜川地区防犯協会運営事業	防犯ボランティアの育成をはじめ、活動備品の助成を行うなどの、地域犯罪防止に対する取り組みを支援します。	生活環境課

(3)防災活動の推進

地域のつながりを含めた災害時の対策が重要視されており、災害に対する地域での準備をはじめ、いざという時に支援が必要な人の把握や支援方法の確立は、急務となっています。そのため、防災意識の醸成を図るとともに、災害時・緊急時に住民同士が助け合い、支え合えるような仕組みや関係の構築を目指します。

また、市内の福祉施設や医療機関と提携し、災害時における福祉避難所の確保に努めます。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎地域住民一人ひとりが、日ごろから地域でのあいさつや顔の見える近所づきあいなどを行い、災害時などにおいて協力しましょう。 ◎防災に関する情報に注意しましょう。 ◎防災訓練に参加しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎防災組織や防災計画をつくりましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
文化財防火デー訓練事業	火災により消失する恐れのある文化財(建造物・彫刻など)の、防災点検をはじめ、防災訓練やそれらの広報活動などを、地域住民と共に実施します。	文化財課
防災安全士養成講座	地域の防災リーダーとなり防災組織の牽引、防災訓練などに参加し、防災についての周知活動を行う防災安全士を養成します。	防災課
防災訓練・意識啓発事業	地域防災計画に基づき、防災訓練や自主(地区)防災組織の育成などを実施し、市民の防災意識の高揚、災害への対応力の向上を図ります。	防災課
土砂災害への意識啓発	県が指定した土砂災害警戒区域などに関するハザードマップを関係住民に配布し、災害への備えや防災意識高揚のための啓発を図ります。	防災課
避難行動要支援者台帳整備事業	高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者に対する災害時の安否確認や、避難誘導のための台帳整備を行います。	社会福祉課

基本施策6 権利擁護、自立支援、バリアフリー推進の推進

現状と課題

新型コロナウイルスによる経済の停滞など、生活困窮に陥る人が増加しています。

生活困窮者の把握や支援を推進するため、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域づくり、複合的な課題に対する包括的支援が必要です。

また、バリアフリーな環境の整備を進めるため、公共施設や道路環境などの整備だけでなく、情報面などでの障壁をなくし、だれもが快適に生活できるまちづくりを進める必要があります。

アンケート調査では、約 3 割の人は心のバリアフリーを日ごろ意識していません。地域福祉の意識を育み、高齢者や障がいのある人、子どもなどがまちづくりに参画できる環境づくりを進めていく必要があります。

(1)権利擁護の推進

認知症高齢者や障がい(知的障がいおよび精神障がい)のある人への対応として、権利擁護の推進は、重要な位置づけとなっています。市においても、成年後見制度の周知が必要となっています。今後は、地域でも判断能力の不十分な人への地域生活の支援をはじめ、虐待の防止や予防体制の充実を図る必要があります。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎権利侵害などを発見したら、適切な対応につながるよう、関係機関に連絡・相談しましょう。 ◎「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」について、理解を深めましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎支援を必要とする人の日常の困りごとに対して、地域でできることは地域ぐるみで助け合いましょう。 ◎地域ぐるみの声かけや見守り活動を推進し、要支援者の早期発見に努めましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
権利擁護事業	権利侵害を被る状況にある高齢者などが、安心して生活できるよう、相談に応じ、専門的・継続的な視点から必要な支援を行います。	高齢福祉課
日常生活自立支援事業の周知・充実	判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、福祉サービス利用の援助や金銭の管理など、利用者の権利を擁護するために社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、普及・啓発を図ります。	社会福祉課
成年後見制度利用促進事業	桜川市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、安心して暮らせる地域づくりを目指すため、成年後見制度の普及啓発、利用支援、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。	高齢福祉課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なため、後見等開始の審判が必要でありながら、親族による審判請求又は申し立てが期待できない人に対し、市が審判請求を行います。また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人については、その経費の全部又は一部を扶助します。	社会福祉課 高齢福祉課
児童虐待防止対策事業	子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、子どもの保護や支援および保護者の支援などに取り組んでいきます。	児童福祉課

(2)自立支援の推進

新型コロナウイルスの影響等により、生活困窮に陥る人が増加傾向にあります。生活のベースとなる住宅の確保や再就職支援など生活再建に必要な包括的な支援を実施していく必要があります。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎福祉サービスに関する情報を収集しましょう。 ◎生活に関する困りごとについて、相談窓口で相談しましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎関係者間の情報共有を図りながら、地域でできることを包括的に支援しましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
自立支援医療の給付	心身に障がいのある人が、障がいの軽減や日常生活・社会生活を営む上で必要な医療を受けるための自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)を給付し、医療などにかかる費用を助成することで、経済的な自立への支援を行います。	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、自立した生活ができるよう生活再建の一助として支援します。	社会福祉課
市営住宅管理事業	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で、安心・安全な住宅を提供することを目指します。	都市整備課

(3)バリアフリーの推進

公共施設や交通などのバリアフリー化に関しては、歩道や道路の障害物の除去、案内表示など整備を進める必要があります。また、障がいのある人に対しては、手話のできる職員の配置、音声ガイドなどの合理的な配慮を推進していく必要があります。

《市民や地域・団体ができること》

市民 (自助)	◎困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けをしましょう。 ◎性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めましょう。
地域・団体 (互助・共助)	◎商店・事業所などを含めた様々な人が利用する施設などは、バリアフリーに配慮した整備を行いましょう。

《市の主な施策》

施策名	内容	担当課
人権啓発活動事業	講演会や人権に関する意識啓発活動を通して、市民が「人権について考える」動機づけを積極的に行い、かつ困った時には身近で相談できる窓口を開設します。	市民課
障害者意思疎通支援事業	意思の疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者などに対し、手話通訳および要約筆記の方法により、他者との意思疎通を仲介する者の派遣を行います。	社会福祉課
身障者等用駐車場利用証交付事業	歩行困難者に対する配慮として、公共施設をはじめ、ショッピングセンターや病院・銀行などに設置されている身障者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)の適正利用を推進します。そのため、障がいのある人・高齢者・難病患者・妊産婦などに『身障者等用駐車場利用証』を交付します。	社会福祉課
心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に障がいのある人に対し、医療機関若しくは機能回復訓練、又は福祉事業などへの参加の往復に要するタクシー料金の一部を助成します。	社会福祉課
道路環境の整備	市民が安全に安心して道路を利用し、快適に移動することができるよう、情報提供装置や視線誘導標などの交通安全施設の新設、補修などを進めます。	建設課

第5章 計画の推進に向けて

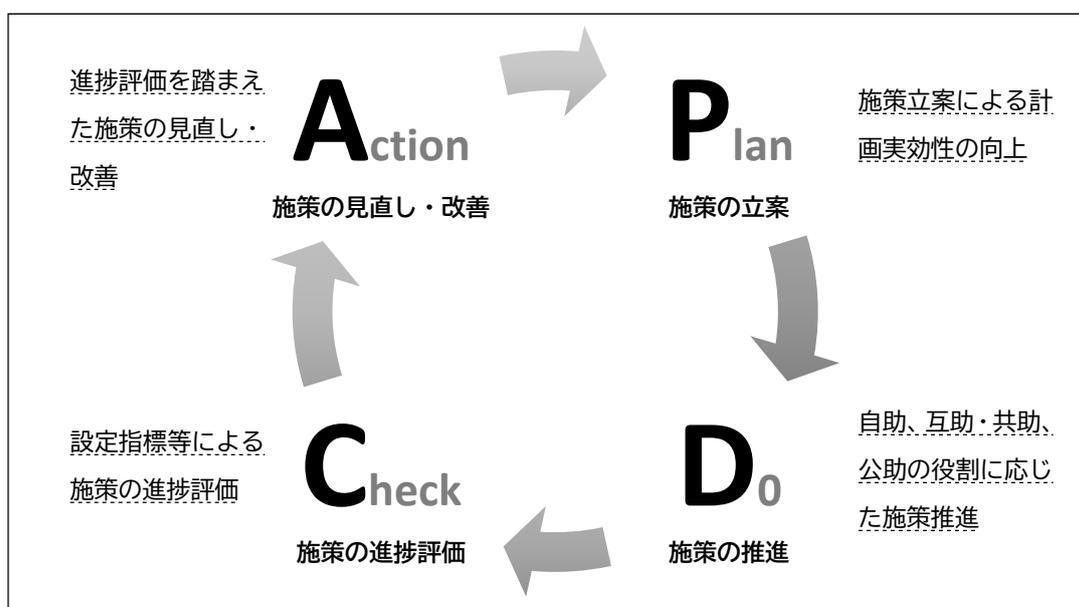
1. 計画の推進体制

本計画に基づく施策を推進するにあたり、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理および評価に努めます。

また、本計画の実施にあたっては市民が参加し、行政と協働で取り組むことができるよう、行政と市民の間での情報の共有化を図るとともに、市民参加の機会の拡充に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるため、計画の推進にあたり、施策の立案(P:Plan)、施策の推進(D:Do)、施策の進捗評価(C:Check)、施策の見直し・改善(A:Action)のPDCAサイクルにより計画を推進します。



3. 計画内容や進捗状況の周知

地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、市民・ボランティア・関係団体、福祉サービスなどの事業者、行政・市社協などの計画に関係するすべての人が共通の認識と理解をもつことが必要です。

そのため、市や市社協の広報紙やホームページなどを通じて、計画内容や進捗状況を広く市民に周知し、普及に努めます。

資 料 編

1. 桜川市地域福祉計画策定経過

年月日	会議等	概要
令和3年 6月2日 ～6月17日	担当課による事業評価	事業の進捗状況について、A:概ね計画通り B:計画通りには進まなかった C:廃止した のABCで担当課による評価を実施
6月28日 ～6月29日	担当課ヒアリング調査	事業評価結果を踏まえ、担当課からのヒアリング調査を実施
7月21日 ～8月4日	市民アンケート調査	市内在住の18歳以上の方が対象 発送数:2,000件 回収率34.3%
10月7日 ～10月20日	第1回調査検討委員会開催	書面回答による、計画素案、目標指標等の確認
12月1日	第1回地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・桜川市第3次地域福祉計画(案)について ・パブリックコメントの実施について

2. 桜川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、桜川市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条委員の任期は、委嘱の日から計画策定業務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において処理する。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3. 桜川市地域福祉計画策定委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体
保健・医療・福祉関係者	田口 保	桜川市民生委員児童委員協議会長
	野村 享久	桜川市民生委員児童委員協議会主任児童委員長
	仁保 文平	真壁医師会桜川支部長
	横田 藤彦	(社)桜川市社会福祉協議会事務局長
市民団体等の関係者	舘野 仁一	桜川市区長会連合会長
	仁平 千鶴子	桜川市ボランティア連絡協議会長
	大島 みのる	桜川市心身障害児(者)父母の会会長
	池川 二三男	桜川市高齢者クラブ連合会長
	藤野 英子	桜川市食生活改善推進員協議会長
学識経験を有する者	萩原 剛志	桜川市文教厚生常任委員会委員長
	市村 尚夫	桜川市教育委員会教育長職務代理者
関係行政機関の職員	上野 茂雄	桜川市保健福祉部長
	萩原 英雄	保健福祉部次長兼児童福祉課長
	笠倉 洋子	保健福祉部次長兼介護保険課長
	斉藤 育子	健康推進課長
	大畠 美智代	高齢福祉課長
事 務 局	田谷 賢一	社会福祉課長
	塩沢 智裕	社会福祉課
	小林 賢一	社会福祉課
	坂入 和也	社会福祉課
	田山 明宏	社会福祉課

4. 桜川市地域福祉計画調査検討委員会設置要綱

平成28年7月1日

告示第97号

改正 平成29年3月30日告示第41号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく桜川市の地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する方針の検討並びに必要な調査、研究及び連絡調整を行うため、桜川市地域福祉計画調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定のための調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる部署の中から、当該部署の長が指名した職員をもって組織する。

- (1) 市長公室企画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 総務部防災課
- (4) 市民生活部市民課
- (5) 市民生活部国保年金課
- (6) 市民生活部生活環境課
- (7) 保健福祉部社会福祉課
- (8) 保健福祉部児童福祉課
- (9) 保健福祉部高齢福祉課
- (10) 保健福祉部介護保険課
- (11) 保健福祉部健康推進課
- (12) 経済部商工観光課
- (13) 建設部都市整備課
- (14) 教育委員会学校教育課
- (15) 教育委員会生涯学習課
- (16) 教育委員会スポーツ振興課
- (17) 桜川市社会福祉協議会

2 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平29告示41・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、開催するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 検討委員会は、必要に応じて計画の策定に関し関係者の出席を求め、意見の聴取等を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、地域福祉計画主管課において行う。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第41号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

5. 桜川市地域福祉計画調査検討委員名簿

所 属		氏 名	役職名	事務内容
市長公室	企画課	仁平 富子	係長	重要政策の企画調整及び推進、総合計画、統計、地域コミュニティー、行政組織、防災
総務部	総務課	山田 智弘	主事	
	防災課	安達 和樹	主任	
市民生活部	市民課	飛毛 俊浩	人権啓発推進室長	人権擁護、保険、医療、年金、交通、環境対策
	国保年金課	川那子 幸子	係長	
	生活環境課	石川 裕昭	係長	
保健福祉部	社会福祉課	濱野 利以子	課長補佐	生活保護、障害者福祉、児童福祉、保健施策、高齢者福祉
		吉川 寛紀	主幹	
	児童福祉課	森 美奈子	主任	
		堀 俊之	主任	
	健康推進課	石井 幸恵 栗崎 涼子	主幹 主任	
介護保険課	安達 茂義 齋藤 純子	課長補佐 係長		
高齢福祉課	小松崎 エミ	課長補佐	係長	
	大山 幸江	係長		
経済部	商工観光課	安達 一樹	主任	雇用、就労
建設部	都市整備課	雨谷 泰典	課長補佐	都市計画、ライフライン整備
	建設課	内桶 裕教	課長補佐	
教育委員会	学校教育課	高橋 翔大	主事	学校教育、生涯学習、文化活動、スポーツ、レクリエーション
	生涯学習課	石堀 敦子	主任	
	スポーツ振興課	井樋 平	主幹	
桜川市社会福祉協議会		岩本 崇	地域福祉グループ長	地域福祉全般
		平間 千鶴	専任職員	ボランティア

6. 用語集

【あ行】

用語	解説
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。
NPO	「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

【か行】

用語	解説
学童クラブ	仕事などで保護者や家族が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、夏休みなどに安全に過ごせる居場所を提供し、健全育成を図ることを目的とした制度のこと。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う機関のこと。
義務教育学校	小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校のこと。
ケアハウス	原則として 60 歳以上の人で自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる人であって、家族による援助を受けることが困難な人等が、低額な料金で利用できる施設のこと。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に組み合わせ、調整すること。
権利擁護	地域生活に困難を抱えた高齢者や障がい者等の「その人らしく、住み慣れた地域でいきいきと暮らすための権利」（自己決定権や生存権、地域で生活し続ける権利等）を守ること。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、改善更生して自立することを支援すること。

【か行】

用語	解説
合理的配慮	障がいのある人々の人権が障がいのない人々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のこと。
高齢者クラブ連合会	各単位高齢者クラブで構成されている組織のこと。おおむね 60 歳以上の高齢者が地域で自主的に運営をしている組織であり、地域での社会奉仕作業、友愛活動やスポーツなどの活動を行っている。
こども 110 番の家	ボランティア活動の一種であり、子どもたちが街で知らない人から「声かけ」、「痴漢」、「つきまとい」などの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所で、子どもたちを保護し、警察や学校等への通報を行うもの。
コミュニティースクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるための体験事業のこと。
コミュニティバス	交通空白地域や不便地域の解消などを目的に、市町村などが主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して行う乗合バス運送のこと。

【さ行】

用語	解説
社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条によって法的根拠をもち、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民主体の理念に基づき、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の企画・実施及び連絡調整等を行う、市区町村・都道府県・指定都市・全国を結ぶ公共性と自主性を有する非営利の団体のこと。
シルバーリハビリ体操	関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操のこと。
就労的活動支援コーディネーター	役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動のコーディネート等を行う。

【さ行】

用語	解説
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の人のこと。
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人のこと。
生活支援体制整備事業第1層協議体	高齢者を支える分野の企業・団体職員等が全市的な課題を検討する場のこと。
生活支援体制整備事業第2層協議体	住民同士が地域の情報を共有し、課題に気づき、課題解決に向けた取組に向けて主体的に行動するための「話し合いの場」のこと。
青少年育成桜川市民会議	次世代を担う青少年の健全育成に必要な事業を行う目的として、青少年育成関連機関・団体及び地域住民が集まったもの。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でない人の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から選任された後見人などが代理で行う制度。
ソーシャルワーク	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対して、生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して生活上の課題を抱える個人や家族と結び付けたり、新たなサービスの開発や公的サービスとの関係を調整したりすること。

【た行】

用語	解説
地域ケア会議	多職種でケアプランについて話し合い、高齢者の自立支援すること及び生活の質の向上につながるケアマネジメント作成に貢献することを目的とした会議。
地域包括ケアシステム	概ね30分以内（日常生活圏域）で、生活上の安全・安心・健康を確保するための多様なサービスを、24時間365日を通じて利用しながら、病院等に依存せずに住み慣れた地域で尊厳を持った生活を継続するため、医療や介護の専門職のほか、地域住民やボランティアなど、地域全体で高齢者を支えていく仕組みのこと。

【た行】

用語	解説
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助、支援を包括的に行う拠点となる機関のこと。
デマンドタクシー	利用者の希望時間・乗降場所の要望（デマンド）に応じて、低料金で運行する公共交通サービスのこと。

【な行】

用語	解説
認知症カフェ	認知症の人や家族が、地域住民や医療・介護の関係者と相互に情報共有したりお互いを理解し合う場のこと。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座の受講で、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かい目で見守ることができる地域の応援者のこと。

【は行】

用語	解説
ハザードマップ	想定される浸水や土砂災害などの自然災害の被害について、危険度を色で示した地図のこと。
バリアフリー	障がい者、高齢者等の社会的弱者が社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。また、社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去すること。
避難行動要支援者	災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、特に支援を要する人のこと。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がいのある人など、一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所のこと。
ふれあい・生きいきサロン	地域住民が主体になり、自主的・自発的に交流活動を行う小地域を単位としたふれあいの場のこと。
防災安全士	地域の防災リーダーとなり防災組織の牽引、防災訓練などに参加をし、防災についての周知活動を行う人のこと。

【は行】

用語	解説
保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員（無給）。主に、犯罪や非行をした人の指導、少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の帰住先の受入れ調整、犯罪防止活動などを行う民間のボランティアのこと。

【ま行】

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、高齢者等が地域で安心して暮らせるように、福祉に関する相談に応じ、専門機関の紹介などをする者のこと。

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うような家事や家族の世話を引き受けている18歳未満の子どものこと。
要保護児童対策地域協議会	市、児童相談所、警察、地域の代表、学校など関係機関により組織され、要保護児童等（保護者のない児童又は保護者に看護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見と適切な保護及び要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）もしくは特定妊婦等（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を行うことを目的に情報交換を行い、援助方針の協議を行う組織のこと。